

紀要

第 33 号

《古文書史料集編》

天保六年正月 「諸日記帳」

(茅野市宮川高部 藤森知美家文書)

2024

八ヶ岳総合博物館

一	寒氣御見舞、郡方様、御代官様	出し差申候、則、又左衛門様分、御渡し	申候、買納仕候、	十五日
江	鰐壱連死、差申候、廣八参り申候	友之町、歯者殿御悔参申候、歩割致候、		
一	歩割致し申候、四人三而致候、	十六日		
一	右同断、五人三而致候、	十七日		
一	宮田渡御屋鋪、寒氣御見舞、			
一	餅搗壱重、但、壱升分差申候、			
一	御家老様江鰐壱連、泰助様江			
一	干物壱連ラ上申候、役人三人参り申候、	十八日		
一	歩割致し六人三而			
一	十九日			
一	右同断、五人寄申候、			
一	諸勘定仕舞、帳面見せ、			
一	村方一統江相觸申候、			
一	家軒割、三十八軒、壱軒三付			
一	壱斗三升八合五夕六才			
一	高分、壱石三付			
一	壱斗六升四合九夕			
一	草高之分、壱石三付			
一	武升壱夕			
一	右之通り、村方分かより申候、			
一	御役所、御勝手方様江、山論御年			
一	賦金、御上納致し申候、			
一	六両三朱ト壱匁三分六厘七毛、御上納仕候、			

一 穀留入用之義付、御調御役所内 御差紙被下候、廿日出丙三日之内 役人老人可參義、被仰下候、 房右衛門、猶吉寄合、三人之遣取 諸勘定致、兩人江式朱程、遣候、 年中酒手村方、渡切之	一 分 壱貫五百文、三ツ割致候 分 取拂勘定相済申候、	廿一日 廿二日
一 御役所江歩割帳、均割御改請 則 目錄差上、當暮之割目錄 御改被下、	一 穀留入用割之義、三月落之分も 其節之、御相場而、御勘定被下候様 被仰付候、三月迄八日朔日迄之、 割米銀錢御藏江下ヶ被下候様	
一 参、鰐壹連宛差上申候、 町拂不残勘定致、相済申候、 則 廣八参り、町宿認致、 宿礼定式式斗遣申候、	被仰付候、則廣八参、町宿而 認致帰申候、	
一 宗門割入用上金子村江遣申候、 壹分壹朱 ^ト 三百五十四文、相済申候、 廿七日	廿四日 廿五日	廿三日
一 御未進御催促、御出役田沢之		

方、夕方御出被成、御泊り、
廿八日朝迄、御詰、両度御認、
神宮寺村カミノシタムラ、惣懸割、式分ト百
八拾九文参申候、則、遣し申候、
八十九文

廿八日
御未進正々致申候、

廿九日
御未進之義、御家老様、留右衛門様
不足分、御詫申上、出来次第
差上可申候義、廣八、猶吉參、
御日延願上候、其日も、御催促
御出被成候、

大晦日
御未進金、漸々五両式分三
朱カミ三百六十式文上、残り之分
一札差上、役人償可申候義ニ而、
未二月十五日迄、急度御上納
可仕候、万一遲滯仕候ハ、役人
償御上納可仕候、一札差出し置申候、

天保六乙未年
正月朔日
二日
御年始申上候、
右 宮田渡様、御一社中様
柿武拾串、御屋鋪カマクラ、差上申候、
同拾串、土橋左膳様江上申候、
于肴壱連宛、御一社中様
御役人様方江上申候、
牛山金兵衛様同断、
御城御年礼、御祝義申上候、
両御家老様江、申上斗リ、

御用人民方江	申上候	黒沢藤之助様
三輪五右衛門様	安間五左衛門様	三浦良助様
林弥次兵衛様	濱市左衛門様	赤沼七郎兵衛様
勅使河原佐仲様	山中三郎右衛門様	大目附様鰐壳連宛上申候、
君者 御祝義斗り	兩角惣兵衛様	菊地八郎様
有賀源兵衛様	井手小右衛門様	上田又左衛門様
武まかない様鰐壳連宛上申候、	中河瀬左衛門様	岩本忠右衛門様
牛山彦左衛門様	松田源左衛門様	即代官様鰐壳連上申候、
工藤三助様	菅沼李弥様	御下役様鰐壳連宛上申候、
山中三郎右衛門様	諒方民右衛門様	御苗字甫右衛門様
大目附様鰐壳連宛上申候、	市原佐右衛門様	御下役様鰐壳連宛上申候、
兩角惣兵衛様	諒方民右衛門様	馬場弥人郎様
有賀源兵衛様	市原佐右衛門様	御苗字甫右衛門様

横川弥七郎様	干物
五味藤左衛門様	干物
又御下役様	鰯一連
宗門御書役様	干物
木下次三郎様	干物
御下役	干物
田部村長右衛門様	干物
御常番様	干物
宮坂数右衛門様	干物
同 長之助様	干物
右 御年始御祝義	干物
上物分有増	干物
申上候御名面有増	干物
一 追鳥人別書上、御加筆被下、御ト書之送	
一 札認 <small>ササシテ</small> 、神宮寺村、米見嶋藏殿 <small>ヨシマツシヤウジン</small> 頼、	
御藏 <small>ヨウザン</small> 、五日 <small>ゴヒ</small> 差上申候、	
一 神宮寺村、越戸惣懸 <small>オカニシヤウ</small> ケ半分割致し、	
寄申候、	
一 村中初寄合致、例式之通り、	
酒三升買、肴志ひき之須致 <small>スダシテ</small> 候、	
いろ／＼定事人足均割 <small>スダシテ</small> 二而參候	
様、又居風呂五日如 <small>ヨシテ</small> 立候事、	
川廣 <small>カワヒロ</small> 、道廣 <small>ドウヒロ</small> 、年々之定式、	
万事定候、	

鱗節一節上申候、
内ニ而御祈禱、利右衛門、佐之吉、

銀次郎頼ミ致し申候、
房右衛門殿頼、掛拂帳調

致申候、

廿四日

右同断、頼、帳調致申候、
廿五日

右同断、房右衛門殿帳調
致申候、

廿六日

宮田渡様御貸方、御拝借
之義、三ヶ年御年賦金
都合百拾八両彼是延
置候處、役人請印致置候
故、急度上納可致様

六ヶ村ニ而、談事何分御
引請之義、不仰仕、申訳
候得共、御用捨なく
則、其夜御日延申上置

申候、

六ヶ村町御藏江、御日延
参候處、御代官様段々

御用人様方迄、被仰付候故、
何分三ヶ年上可致義
相叶不申、是悲なく
帳印仕義、申上候、今晚

願候得共、町宿扣居呼
寄、申聞、明早朝

帳印可致義、被仰付、
無據、宮田渡御役人江願、
内々村江帰り、一統江申聞

候而、村方申候ハ、六ヶ村一同
之義候ハ、是悲も無之
由申、帳印致し申候、

廣八参り申候、

廿八日

右、宮田渡様ニ而、帳印致し
上可申候由申上候、何分村方

相立候様ニ、願置申候、右之
所被仰候ハ、何分百姓ニ、難義
懸候義、不致義被仰候、

廿九日

宗門帳拵申候、赤沼江、

客参申候、

二月朔日

房右衛門殿頼、徳帳仕立
懸り申候、

二日

三拾六匁九分七厘、穀留入用、御郡中割、御藏江上納、

宮田渡御役所迄、明五日御申付義
有之候間、役人可出御廻状参候、

右六ヶ村

右、参候處、役人ニ而御世話人、
同様、御世話可致由、被仰付

候得共、何分御受不仕

村方、相咄可申上義、申上
房右衛門、猶吉帰り申候、
宗門下帳、大目附両角物兵衛様江、
差上申候、廣八参り申候、

六日

廿八日

宮田渡御役所江、申上候義ハ、六ヶ村
一同ニ而、何分御詫仕、尤御利解
被成候得共、何分御請不仕候、
又々村方請候上、申候義、

被仰、廣八帰り申候、

七日

傳馬入用米、帳落之調

出入残り調、尤、義兵衛殿分追調、
横帳致印置候、役人物代

武八、寄合致し申候、弁當認メ申候、
夕ニ村中寄合、宮田渡之談事致し

候所、何分御詫致呑候様、一統
申故、其様ニ又々申可上候ト申候、

申候、

八日

御宗門ニ付、宿覺表かへ

申候、

致則沖右衛門殿、上原覺ヤ参呂候

一、御宮江参、御酒被下、高遠出拂
人足被頼、九日木出ニ参申候

廣八、猶吉参申候、

九日

右、御宮木出、出拂人足参
申候、

一、宮田渡様役人、御世話御免願、六ヶ村
御詫ニ房右衛門参申候、

出拂人足、峠江猶吉参申候、

十日

一、宗門御改、御請ニ四ヶ村参申候、
大目付様江、鰐壳連、四ヶ村ニ而、

村方、相咄可申上義、申上
房右衛門、猶吉帰り申候、
宗門下帳、大目附両角物兵衛様江、
差上申候、廣八参り申候、

六日

廿八日

宮田渡御役所江、申上候義ハ、六ヶ村
一同ニ而、何分御詫仕、尤御利解
被成候得共、何分御請不仕候、
又々村方請候上、申候義、

被仰、廣八帰り申候、

七日

傳馬入用米、帳落之調

出入残り調、尤、義兵衛殿分追調、
横帳致印置候、役人物代

武八、寄合致し申候、弁當認メ申候、
夕ニ村中寄合、宮田渡之談事致し

候所、何分御詫致呑候様、一統
申故、其様ニ又々申可上候ト申候、

申候、

八日

御宗門ニ付、宿覺表かへ

申候、

致則沖右衛門殿、上原覺ヤ参呂候

一、御宮江参、御酒被下、高遠出拂
人足被頼、九日木出ニ参申候

廣八、猶吉参申候、

九日

右、御宮木出、出拂人足参
申候、

一、宮田渡様役人、御世話御免願、六ヶ村
御詫ニ房右衛門参申候、

出拂人足、峠江猶吉参申候、

十日

一、宗門御改、御請ニ四ヶ村参申候、
大目付様江、鰐壳連、四ヶ村ニ而、

帰り申候、

六日

右之義、猶又御詫申候、

猶(吉)、富左衛門、龜松參申候、

泰助様、被仰候は、世話人二而

百両、六ヶ村二而百両出し候

様、被仰候故、村方寄合致

咄置申候、

三ヶ月歩割物代入札、

致レ則、又次郎、長次郎

八日

落札二而、
帰り申候、

七日

三ヶ月調、
步帳仕立申候、

惣代又次郎、長次郎參申候、

宮田渡様、御年賦金、御日

延三町御藏江、猶吉參申候、

六ヶ村揃、役人壹人宛參申候、

九日

步帳御調、被下御役所

江 房右衛門參申候、

十日 神之原村江、御宝殿材木

願、談事、山田新田

田沢、高部四ヶ村寄

合申候、願書差上

34

33

得共、御申訳いたし申候、

村方談事致申候、

猶吉參申候、

宮田渡様江參り、六ヶ村一同

談事致、是悲可致、

印形義、又々村方相

談致申候、廣八參申候、

十二日 宮田渡御林境、燒致申候、願參候、

宮田渡様、御賴之義

十二日
高山被仰付候、格年

之義、隋分用心致レ、世話

被仰付候、茅野願申候、

八日
宮田渡御林境、燒致申候、願參候、

高山被仰付候、格年

之義、隋分用心致レ、世話

35

二、大熊御弁當、文出
御夕飯、

新井、高部両村二而、御茶

葉子慢重士死、差

上申候、大熊村御弁當

之處二而差上、廣八、猶吉

帰り申候、

宮田渡様、御賴之義

十二日
付 房右衛門參、六ヶ村

一同二而談事之上、申上候、

猶吉參申候、夜入

十二日落

金沢追川除大見分

御廻り御機嫌伺、房右衛門

一同二而談事之上、申上候、

猶吉參申候、夜入

帰り申候、金沢二而認メ

右自身出レ、

致申候、

右自身出レ、

37

作左衛門殿、請度參候
故、猶吉又老人付
武百文宛相渡し
申候、尤村中談事
之上御座候、猶吉
磯吉參申候

十三日

宮田渡御借金、御賄金

御日延六ヶ村役人、
廣八參申候、百姓方

貸不申故御聞
入無御座候、其日談事
二、甲州搗米金

鳥帽子龜吉殿方
六ヶ村、十四日參、金
子借度、頼參、相談
而、參申候

鳥帽子村江、藤吉參、五ヶ村而
十四日

酒六樽、守屋主殿様、御賛土產、村被下、
富田渡様、御借金之義付

同四樽、御同所、若者江被下、賛土產被下、
十五日

穀留入用割、御催促

御藏正廣八參申候

殿様御乗出御座候、御祝義申上候、
郡方様、御代官様、鰐連宛差上申候、

十六日

穀留入用割、御催促
參申候、廣八參申候、

御宝殿、材木出、御宮江届ケ申候、
尤、柳沢江渡し切御座候、

右同断、両日出

御川除大奉行、五味藤左衛門様、
御肝入政次様、御足輕源之助様、
勝弥様、孫右衛門様、下馬沢

土手、御川除被下候、

宮田渡六ヶ村寄、房右衛門參申候

十八日

右同断付、宮田渡惣三郎殿方江
寄合、六ヶ村御借方引受、

所々江言訳參り、江音寺御引込

いたし申候、廣八、房右衛門參申候、

惣代長次郎、太吉出申候、

穀留入用割金、御藏江

武拾七両ト四百拾文

御下ヶ被下御請申候、尤入用割

村分三十六匁九分七厘、高部村分引

残、廿六両壹分三朱ト武百四拾三文

武拾七両ト四百拾文

御下ヶ被下御請申候、尤入用割

村分三十六匁九分七厘、高部村分引

残、廿六両壹分三朱ト武百四拾三文

御下ヶ被下御請申候、尤入用割

村分三十六匁九分七厘、高部村分引

残、廿六両壹分三朱ト武百四拾三文

五人分

四月十四日

酒一樽、御養子、御祝義之節、村江進上致申候、

四月十四日

鯉武本、若者江御同所江

御祝義上申候、

十八日晚

守ヤ様江、被下候酒、村中寄合
内、卷豆腐一かた、肴二、
披申候、菓子武朱村中
くはり申候

右江、酒壹駄若イ物江、被下候、
右江、鯉武本進上致申候、

廿日

穀留入用金、御下ヶ付、
右付、方々様江御礼

申上候義、房右衛門、廣八

町江參、郡方様、鰐連宛、差上申候、

御代官様江、土佐節三本上ヶ、
馬場弥八郎様江、土佐節式本上ヶ、

守矢様、工藤様江箱菓子上ヶ、
米見嶋藏殿江、土佐節一ツ、

小平清左衛門様江、式朱上ヶ、
駒沢、三澤、今井、有賀、大池、

高部、六ヶ村寄、割致申候、
惣代亀松參申候、

町宿増喜江、此分拂申候、

守矢様、工藤様江箱菓子上ヶ、
米見嶋藏殿江、土佐節一ツ、

小平清左衛門様江、式朱上ヶ、
駒沢、三澤、今井、有賀、大池、

高部、六ヶ村寄、割致申候、
惣代亀松參申候、

御礼相済申候、

廿一日

穀留村方、入用割

惣代武八、役人江、
諸勘定致申候、尤金子

諸入用引残江、

武拾兩式朱ト武匁五分五厘六毛

右、残り金也、村貸置申候、
惣代三拾壹兩壹分式朱ト

武匁壹分七厘五毛

諸拂、拾壹兩三朱ト三匁三分三厘四毛

未四月廿一日

三兩、房右衛門_ト、借入置申候、

同

三分壹朱_ト四分三厘九毛、村_ト借置申候、

四月廿一日

御宝殿材木相届_ケ、

右、御礼

餅米_ト升、_{御林見}矢澤吉兵、衛様、_{小飼}中金子村忠次様

同式升

同式升

小豆_ト升、守矢主殿様、矢嶋左京様、原五左衛門様、鷦_ト連

同断

四ヶ村役人_ト御礼相済

同断

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

右之誠方、馬場弥八郎様江
穀留御礼ニ、廣八参申候、
鱗節式ツ上申候、地藏寺
佛供七袋上申候、

願上申候、御座候、

馬場山口明候義、御家老様

下之誠方、馬場弥八郎様江
穀留御礼ニ、廣八参申候、
鱗節式ツ上申候、地藏寺
佛供七袋上申候、

願上申候、例年之通り、

馬場山口明申候、田うへも、

始り申候、宮田渡御借金

江音寺江 段々久三郎殿、源介殿

頬書付、遣し置十五日迄之

日延故、猶、久三郎殿方江

寺、法華寺、御催促、何分

義定通り、十五日ハ急度

返済可致義、日延不叶

夫共、地質入可申候由、被申候、

其段相役中、咄致候所

十三日晚村中寄合、相談

可致義、申帰り候、

十三日

右之義、神宮寺村久三郎殿

方歩キ、又次郎遣し申候、

役人可参候處、金二斗鑿

所々江参候故、以歩申上候、

何分金借入上度義、

御座候間、御承知可申候、

下之誠方、馬場弥八郎様江
穀留御礼ニ、廣八参申候、
鱗節式ツ上申候、地藏寺
佛供七袋上申候、

十一日

馬場山口明候義、御家老様

下之誠方、馬場弥八郎様江
穀留御礼ニ、廣八参申候、
鱗節式ツ上申候、地藏寺
佛供七袋上申候、

十一日

願上申候、御座候、

馬場山口明候義、御家老様

願上申候、例年之通り、

馬場山口明申候、田うへも、

始り申候、宮田渡御借金

江音寺江 段々久三郎殿、源介殿

頬書付、遣し置十五日迄之

日延故、猶、久三郎殿方江

寺、法華寺、御催促、何分

義定通り、十五日ハ急度

返済可致義、日延不叶

夫共、地質入可申候由、被申候、

其段相役中、咄致候所

十三日晚村中寄合、相談

可致義、申帰り候、

十三日

右之義、神宮寺村久三郎殿

方歩キ、又次郎遣し申候、

役人可参候處、金二斗鑿

所々江参候故、以歩申上候、

何分金借入上度義、

御座候間、御承知可申候、

右之金子之義付、安国寺村
惣左衛門殿方江、御無心申候所
難出来申候得共、押而、御
無心申候、聞入吳候而、出来申候、

則、夕ニ太吉、廣八借三参申候、

金子拾六両武分、借入、尤月
壱割ニ而約束致、請取参申候、

直ニ返、出来不申候ハ、十月
廿日迄ニは、急度御返ト可被下候
由、被申候、

十五日

右之金子、有賀村江音寺様江
宮田渡村、又兵衛殿、宗三郎殿両人

高部村猶吉、廣八、四人ニ而、
江音寺江 返済致ト申候、

右、拾兩宮田渡、拾五両、高部村

利分差添、返済致證文
取戻シ申候、

久三郎殿方江 酒切手ニ而武朱
礼致申候、法華寺、源介殿

方江も、一礼申候、萬ニ而
弁當認メ申候、右両村二ツ割、

夕方帰リ申候、

搗米小林小太郎殿江、金子
武百文借與候様、烏帽子村

亀吉殿、町江参、御家老様

御出張、御對段之上、
證文認メ

猶又、又兵衛殿方、申遣シ候ハ、
金子出来候ハ、一同御借
可申候由申遣シ申候、
田うへ差掛リ候故、晚ニ寄
合、村中談事之上、金
拵候義ニ御座候、

十四日

右之金子之義付、安国寺村
惣左衛門殿方江、御無心申候所
難出来申候得共、押而、御
無心申候、聞入吳候而、出来申候、

則、夕ニ太吉、廣八借三参申候、

金子拾六両武分、借入、尤月
壱割ニ而約束致、請取参申候、

直ニ返、出来不申候ハ、十月
廿日迄ニは、急度御返ト可被下候
由、被申候、

十五日

右之金子、有賀村江音寺様江
宮田渡村、又兵衛殿、宗三郎殿両人

高部村猶吉、廣八、四人ニ而、
江音寺江 返済致ト申候、

右、拾兩宮田渡、拾五両、高部村

事、則武百両借入相究申候、
房右衛門参申候、

金證文、印形之談

十七日

右之義付、六ヶ村江、御觸御廻状
参申候、

十六日

右之義付、六ヶ村江、御觸御廻状
参申候、

則、御世話人十武人、印形揃、又
六ヶ村役人、印形持參ニ而、可參由、
被仰付候、

金、式百両御借入、相究メ申候、
則、御世話人十武人、印形揃、又
六ヶ村役人、印形持參ニ而、可參由、
被仰付候、

廿一日

右之義付、六ヶ村江、御觸御廻状
参申候、

金證文、印形之談

廿二日

右之義付、六ヶ村江、御觸御廻状
参申候、

金證文、印形之談

廿三日

右之義付、六ヶ村江、御觸御廻状
参申候、

金證文、印形之談

方拾六ヶ村寄合、御宮建前八月之積り故、金子相究メ、廿五日、矢ヶ崎村ガ向方下筋、手分致候、	遣し候趣、百五十両宛、尤扶持米十四ヶ村 _ニ 而遣し、御相談
勸化致候義、相究申候、	廿四日
廿五日	御宮勸化 下之諏訪村々江
十四ヶ村役人、手分致し神宮寺村	久三郎、伊左衛門、廣八、新井嘉石衛門、
宮田渡宗三郎、五人 _ニ 而、小坂、花岡、	橋原、岡谷十六ひ、今井
六ヶ村役所 _江 、酒毫櫻宛	六ヶ村役所 _江 、酒毫櫻宛
進上致し頼廻り申候、	外 _江 濱、東山田、其外村々江八、
源介殿、八右衛門差添、七人 _ニ 而廻り、駒沢、鮎澤、三沢之方江	數右衛門差添、五人三而、廻り申候、
右、東堀落合之約束	致候得共、夕 _ニ 相成候故、下之諏方 _ニ 泊リ、廿六日 _ニ 帰り申候、
廿六日	廿六日
御堂垣外村之内、寶淨殿	十王堂再建 _ニ 付、造作
勸化帳持參 _ニ 而、役人	名面不残、世話人名面
吳行、かわり之義存候故	不残揃、帳初致候
神宮寺村久三郎殿と、談事合	様、被申候得共、所々
其上相役、相談之上、帳	初致し申候

<p>内拂分</p> <p>拾六両三分武朱ト武匁五分五厘 右は、江音寺利金 村時借 之利拂分引 差引而 式拾三両老朱ト老匁武分 有金 内、三分丸山新田江割合下遣し申候 引残而</p>	<p>内拂分</p> <p>拾六両三分武朱ト武匁五分五厘 右は、江音寺利金 村時借 之利拂分引 差引而 式拾三両老朱ト老匁武分 有金 内、三分丸山新田江割合下遣し申候 引残而</p>	<p>六月朔日</p> <p>申候、右廣八、太吉両人 參、相濟申候、</p> <p>晦日</p>	<p>九匁九分、遣_ト返済致 申候、右廣八、太吉両人 參、相濟申候、</p> <p>六月朔日</p>	<p>九匁九分、遣_ト返済致 申候、右廣八、太吉両人 參、相濟申候、</p> <p>六月朔日</p>	<p>廿九日</p> <p>金子、拾六両武分借金 安国寺村惣左衛門殿_{モト}御返済 致_シ申候、則_シ利足</p>

式拾式兩老分老朱ト老夕式分、

預り置申候、

右は、高部村預り金一御座候、

御勘定帳、御世話人、又左衛門様上ヶ申候、

二日

三日

何右衛門様、宮田渡御借付、

質米御催促、御家老様

江百々三而參、泰助様御相拶

被成候

69

田沢丸山、神之原役人衆立寄申候、

金子割、又々調置申候、

五日

六日

三ヶ月調致し申候、惣代又次郎、

長次郎、役人三人、歩キ富左衛門

六人認、宮田渡様、御借金

付、村物代出日歩米井

弁當代御調受、書上申候、

并御玉殿材木出人足、

古役房右衛門、古帳扣見出し

候所、泊武人宛、老人付

四升役義、四拾八人、数

三石八斗四升、御調方江、

書上申候、

三ヶ月調夕間迄、致候付、夕飯

六人認、

70

九日 八日 七日

72

右同断、御葬送

十八日

申候、

御家老様、御病氣

十六日

参申候、

右同断、夕方御悔、

房右衛門、廣八參り

申候、

御家老様、御病氣

十六日

参申候、

右同断、夕方御悔、

房右衛門、廣八參り

申候、

御家老様、御病氣

十六日

参申候、

右同断、夕方御悔、

房右衛門、廣八參り

申候、

御家老様、御病氣

十六日

参申候、

右同断、御葬送

十八日

義人足、式人宛、其外出拂

町御寺送り、駕籠四人、道具

持共、六人送り申候、

氣多茶壺御遺イ物、

十九日

廿日

披キ申候、

十一日

十二日

十三日

十四日

十五日

十六日

十七日

十八日

十九日

二十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

三日	四日	五日	六日	七日
宮田渡様、節句御札、鰐壱連	御家老様、泰助様、同断	盆礼共々、房右衛門、猶吉参申候、	八日	一
上金子、宮田渡、高部、安国寺、中河原、新井	役人老人宛、可参候付	房右衛門参申候、奥女中		
御詮議、六ヶ村御呼出、御尋候	村方精々致、差上可申候由、	給金之義、武両、扶持米四俵		
茶料壹月百文宛、被下候義	御座候、尤、着物等雑物	而も、よろしく御座候、被仰		
一 はけいとう、詮義致可遣候	候義、申上候、	候		
一 義、被仰付候、両用共御座なく				
古田小兵衛様、御添役、御足輕様				
御兩人、下役老人參、				
盜賊入込、用心厳敷、被				
仰付候、万事村方無落				
心付可申候様、御廻りニ而				
被仰候、				

宛差上申候、廣八參申候

御目附様、御足輕様、御両人

御出、湯之脇老人參申候、

右は、平兵衛方々、他所者

宿致候由、役人共見廻り、

左様事無之様、可致候、

若右様義、御座候ハ、

踏込詮義致候間、左様心得

可申候義、被仰付申候、

右付、嚴申渡し申候、

十四日

殊之外、日てり御座候、

十五日

十六日

十七日

十八日

十九日

二十日

二十一日

二十二日

二十三日

二十四日

二十五日

二十六日

二十七日

二十八日

二十九日

三十日

一
右同断之節

八枚宛

又次郎

圓次郎

銀次郎

80

幸左衛門

長八

富左衛門

中河原出火、太四郎二軒焼、夜八ツ時分

出拂、下組役人、猶吉參申候、

例年薬師祭り、やきめし

数、百八十三、重箱二重、両家

遣し申候、若い者頭、入札壹年

替り致し申候、

両米四斗之内、壹升部（歩）人足

朝飯認メ、定式御座候、

薬師堂、酒式升、看つり

三本味噌、呑申候、若い者

頭、入札圓次郎、松治郎べ、落札相也候、

天氣よろしく、難（有）御座候、

峠追拂、追川村弥市

御足輕山岡源内様、金子保藏様

御両人、湯之脇二人、御泊

御上江、四百文上ヶ、湯密の脇三百文

遣て、御止御帰り被成候、湯之脇も帰り申候、

御菓子百文、御二人り江、差上申候、

廿日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

一
御射山御小屋掛、御奉行様

金子宇源次様、御出合、羽持兼

役人之内、猶吉參申候、

廿四日

一
宮田渡様、御神樂所、金

御利足、廿五日迄、上納被仰付

付、御日延願、六ヶ村朝迄

談事致候得共、役人而

山田又吉様、御日延可參義

被仰付、田沢仲右衛門様、神之原吉五郎、

高部廣八候所、又吉御上不申、

其段申上候得は、又々四日六ヶ村

高部村寄合、談事之上、

八日迄は、何分難出来申上候、

廿日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

83

幸左衛門

長八

富左衛門

中河原出火、太四郎二軒焼、夜八ツ時分

出拂、下組役人、猶吉參申候、

例年薬師祭り、やきめし

数、百八十三、重箱二重、両家

遣し申候、若い者頭、入札壹年

替り致し申候、

両米四斗之内、壹升部（歩）人足

朝飯認メ、定式御座候、

薬師堂、酒式升、看つり

三本味噌、呑申候、若い者

頭、入札圓次郎、松治郎べ、落札相也候、

天氣よろしく、難（有）御座候、

峠追拂、追川村弥市

御足輕山岡源内様、金子保藏様

御両人、湯之脇二人、御泊

御上江、四百文上ヶ、湯密の脇三百文

遣て、御止御帰り被成候、湯之脇も帰り申候、

御菓子百文、御二人り江、差上申候、

廿日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

84

一
御射山御小屋掛、御奉行様

金子宇源次様、御出合、羽持兼

役人之内、猶吉參申候、

廿四日

一
宮田渡様、御神樂所、金

御利足、廿五日迄、上納被仰付

付、御日延願、六ヶ村朝迄

談事致候得共、役人而

山田又吉様、御日延可參義

被仰付、田沢仲右衛門様、神之原吉五郎、

高部廣八候所、又吉御上不申、

其段申上候得は、又々四日六ヶ村

高部村寄合、談事之上、

八日迄は、何分難出来申上候、

廿日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

尤 廿二日、三日御座候

廿二日

廿三日

神宮寺村狂言、村役人
壹分遣、酒壹升五合程
棧敷五吳申候

廿四日

見留り御村迄、御返し可被下、以上、

廿五日

御川除御見分、五味藤左衛門様、

御肝入政次様、勝弥様、

源之介様、孫次様、御仲間

増吉様、安國寺御朝飯

姫宮土手迄、御安内

廣八壹人致申候、

尤、御不審分成共

不出由、被仰小川橋

無御座、こまり入申候、

御茶菓しに、神宮寺

村役元江、御菓子差上

申し上、一匁六厘五分宛

茅野山木や迄、取寄

差上申候、此度は、御普

請不受仕舞申候、

97

御造營迄、御上納之分

上、両方二面、 $\frac{1}{2}$ 式拾八両、六ヶ村迄

出、上納相済申候、廣八

参、増屋毎七殿二面、弁當

認、高部、丸山、神之原、三ヶ村

参申候、右弁當、北久保

田沢不參候故、五ツわり

宮田渡付八、大熊、官方

江、金遣候故、除申候

法華寺薬師堂、入佛見舞

旦中一統二面、御祝義式朱

遣申候、壹人二付、五十四文宛

遣申候、廿九日

法華寺薬師堂、入佛見舞

旦中一統二面、御祝義式朱

遣申候、壹人二付、五十四文宛

遣申候、廿九日

法華寺薬師堂、入佛見舞

旦中一統二面、御祝義式朱

遣申候、廿九日

20

94

一

西御丸姫君様、御誕生、御名二
千恵姫様^ニ奉称候、下々迄

御同名替可申候、被仰渡候、

御廻状参候、

廻文

明後廿六日、杖突峠道作り

候間、左之通り人足鍬、かぢ

持参^ニ而、六ツ半時参候様、御申

付被遣可被下候、以上、

末閏七月廿四日 高部村

役人

馬持不残

五人

八人

五人

拾武人

五人

宮田渡村

上金子村

中金子村

福嶋村

赤沼村

飯嶋村

新井村

中河原村

安国寺村

小町屋村

95

右村々

追而、廻文早々、御順達可被下候、

御役人衆中

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

位イニ御座候、則、長次郎
参申候

三日

御作事御用、細(工)二付、
廣八、義兵衛御宛

99

被下候所、義兵衛、江戸カ不帰
義申、廣八ハ村役相勤

申上候、廣八参り

申候、弁當自身認メ、
房右衛門 退役願上

則、被仰付則、入札紙

四日 昼頃迄、被下置候

入札差上、落札又次郎可参旨、被仰付候

召連可参被仰付候

六日 又次郎年寄御請参、則
御礼、宮田渡御屋鋪様江鰐
御家老様江鰐 泰介様江干物

式連、嘉蔵様江干物式連、友作様

江同断、佐兵衛様同断、上申候、

廣八、又次郎参申候

役替り、御請参、郡方様

御代官様鰐三連上ケ

廣八、又次郎参申候、
勧進角力、御座候、

八日 御檢見願、下見仕度

宮田渡様江、申上置候、

九日

100

郡方様御役所江、役人印形
持参可致、御廻状参候故、長次郎

参申候、口々穀留被、仰付候、

印鑑御受取置申候、文政八年

之振合致、被仰付、尤番

村中談事致、西沢江小屋懸

小屋懸、出穀改可申候義、

法度、札出上置、番致申候、

藁四わ宛、遣し申候、人足三人

而拵申候、

101

八月十日

一 七両壹分老朱ト老匁四厘、宗三郎殿カ

一 借金、不残請取申候、

一 式分式朱ト老匁六分、同人カ請取

一 借金分、不残返済申候、

十日

一片倉村カ夫ニて、忠次郎殿

一 参、役元ニ而、申遣シ候義は、

一 當不作ニ付、次荷人足

相止遣シ申聞候間、

其御地ニ而、御繼被遣候

而も、此方ニ而、右御断申候、

其段、御心得可申候、

當八月、栗拾ひ

年貢地江入候事

江、御觸可被申候、

口上

一片倉村役元カ、當村江、使イ參候

義は、當不作ニ付内山年貢地

江、栗拾ひ入申間鋪様、十二ヶ村江

御觸可被下候由被申參候、右之訛

102

御村方江、御申付可申候、以上、
未八月十日、高部村

十一日

一 穀留小屋、主膳様土手塚

一 西沢江掛申候、繩六房

一 人足三人ニ而、藁四わ宛

遣し申候、

十二日

一 下之諏訪神樂殿へ世話人

一 参、勧金十七日太々神樂

一 執行之節、御持参可被申候

由、其節、村金ニ而二分

寄附致申候、

一 積り

十三日

十四日

一 内檢、村中出拂ニ而、致申候、

一 當秋別段不作、水口

一 抱、半分立候様ニ而、残り分モ

一 すぐみ多く、相談之上

一 内檢致、御帳差上申候、

十五日

一 内檢、畠部調致申候、役人三人

一 惣代房右衛門、長八、猶吉

一 三人入札ニ而、頼ミ、檢見中

一 致申候、

十六日

一 右同断、帳調致ハ、惣代寄合

一 申候、

一 御宮、柱建初致申候、

十七日

103

21

下之諫方御神樂所
代々御執行御寄
附、三分村中二而
上申候 尤、受取
持參致置申候、御
神酒、こわい、被下
廣八参申候、

十八日
十九日
車屋御改、棒手振、小見世、
商御改而、平林忠次様
御出被成候、則、弁當御認、
御酒、出し書上仕候、役元
歩計り認々、相役衆認々なし、
内檢御家老様より、御屋鋪江上、
泰助様江御内見、入申候、
又々正々致、可上御下り候、

尤、御家老様、酒式升
切手上申候、

廿日
三月願上申候、文右衛門、辰五郎、
由三郎、金蔵、百太、丑五郎、
長之助、幾松、音松、べ九人
當未八月方、来ル申三月晦日
追、江戸稼仕度、奉願上候、
右之段、奉願上候、以上、
未八月
御郡
御奉行所様
右之願、又次郎参申候、
宮田渡御屋鋪様より、貞狩
御出被遊、昼頃より、
御三之丸花火、御究御出

被遊由二而、其日ハ山古直三、
御帰り被成候、又明日午、被
仰候故、廣八参り候、
御川除御奉行様、茅野
御泊二而、中河原、安国寺
御弁當二取二ほし

わく、御普請被下候故、
役人壹人相詰、大熊御
夕飯二而、御めにかけ候参申候、
長次郎参申候、

廿一日
御役所江、又次郎参申候、
右、御差紙被下候付、
小平源三郎、河内や長左衛門、
亀屋善左衛門、醤油
他所送候小手形、印鑑
御役所様、御印鑑
源三郎百駄、善左衛門
百駄、長左衛門五十駄、
被仰付置申候、

廿二日
御檢見、矢嶋泰助様
江御帳差上願置申候、
御願付、真綿壹分

廿三日
差上申候、小田切佐平様
真綿壹分差上申候、
廣八、長次郎参申候、

廿五日
三井新吉殿

又六様、有賀御朝飯
福嶋舟戸迄、御迎ひ
同御機嫌、参申候、
則、又次郎、長次郎参申候、
宮田渡御屋鋪、御女郎様
御新座鋪様、前林きの
ことり、御出被成、献上
酒八升樽、差上申候、
右、例年之通り

廿四日
御迎、御案内、御送り
同断、役人参申候、
廣八、長次郎一日相詰
居申候、

廿四日
馬御改、三井新吉様御出、中金子村
役元江参申候、菓子武袋、御
下役様共、百文分差上申候、
當年は、持馬壹疋も、無御座候義、
申上候、則、一札差上其文言、

廿五日
馬一切無御座候、
右之通御座候、以上、
年号月日
高部村年寄
長次郎
同断
又次郎
名主
廣八
一札

廿六日
檢見願致候所、廿六日御出之義
被仰付、町買物二紋赤殿賴
遣申候、小坂古鯉、鮎、花岡吉太郎
古買申候、代壹分鯉六百文
ツト式本、壹本八寸仕度致申候、
夫壹分小坂江遣申候、

廿六日

御檢見而、矢嶋泰助様^井小田切佐平様、御供神戸平七殿
役人物代三人、料理人共三人、筆数百五十筆、八ツ過^三は、御仕舞被下候、終^ニ御夕飯差上折、雨宮太兵衛様、五左衛門様
御出、其日首尾能、相済申候、

廿七日

矢嶋泰助様、小麦三升、例式御礼

小田切佐兵衛様^井、同三升差上申候、

又次郎、長次郎参申候、

廿五日晚

大檢見様神宮寺村^カ、御夕飯過^ニ、安国寺村^江御越、人足拾人
宛申候、諒訪民右衛門様、松田源左衛門様御両所也、則、坂口^カ御案内、安国寺村
小安^ニ送り申候、

廿八日

大檢見、有賀源兵衛様、小岩又六様

御両所也、大熊村御泊^リ、則御機嫌伺^ニ參、廣八、長次郎
参申候、

廿九日

大檢見^有有賀様、小岩様、朝飯
茅野村^則子易^ニ御案内致^レ御荷物次人足七人^而、御
送り申候、

廿八日参り申候、

愛宕山福寿院、御祈禱御札、
守^レ被下、村中家別致申候、

今日、

御初尾寄、式百^式拾壹文神宮寺村役所^江、遣^シ申候、
廿九日

晦日

御扶持方、御中印請定式

穀御扶持方被下候一札

差上申候、郡方様御留主
而、又々可出被仰候、廣八参申候、宮田渡様^江、役人之内、可参

義付、又次郎参申候、

九月朔日

一 三ヶ月調、役人^井、惣代長八房右衛門致^シ申候、

二日

一 右同断、長八、房右衛門

二日かかり申候、

九月朔日

一 麻綿上納致^シ申候、嶋屋義兵衛殿^カ、賈納申候、

一 壱貫四百八匁五分、麻上納、

一百四十匁八分五厘真綿上納、

二日

一 町御役所^江、三ヶ月調帳差上申候、一 郡方様御役所^江、定式穀留御扶持方

一 札差上候得共、御檢見無之、又々差上

申、御改御印受、御藏^江差出^シ申候、

一 稲八、長次郎参申候、

一 乌帽子龜吉殿方^江、又次郎参申候、右は、甲州搗米、借金年賦之義
當不作^二付、押米減少頼^ミ、
御世話人共、五人参申候、

五日

御檢見御引目録、御下ヶ願

泰助様^井、廣八、長次郎参申候、右は、御帳下ヶ之上^ニ、而、薺初

申度、御催促申上候、

六日

一 右、御帳御催促、又次郎参申候、

一 穀留入用割致^シ申候、惣代

房右衛門参申候、書上帳

別^ニ差上申候、

七日

一 御檢見御帳下ヶ願、惣代房右衛門、

長八、猶吉、則、御引割

目録帳被下候、猶又

夕^ニ村中談事致、再願致^シ吳候様、村中被申候^ニ付、

八日朝、廣八、長次郎酒式升

矢嶋泰介様^井、願候所

御屋鋪御手詰方々、成丈

引候所故、相不叶義被仰候

付、八日方鑓入致、茹取

申候、霜振候故、殊之外

八日

稻刈初^メ申候、

御檢見御引割、筆数

百五十三筆^而、式拾七俵式斗程、御引被下候、再願致候得共、
相叶不申候、

稻立居申候、

三ヶ月調歩帳、御下ヶ被下候、
穀留入用調、差上置申候、
又次郎参申候、
穀留定式御扶持方、四月
九月晦日迄之處、願、

覚

七斗八合 下白米

右は、未四月朔日迄、八月晦日迄
百七十七日、壹日^ニ四合宛奉願
上候

右之通り、御座候、以上
天保六乙未八月晦日

高部村
名主
廣八印

御郡
御奉行所様

右之通り、御證文被下横紙^ニ而
御両所御印被下、御藏江差上申候、
是适ハ、暮御扶持方、御相場^ニ而
御未進来^ニ相立申候、廣八参

申候

宮田渡様^江 節句御札、鰯一連
御家老様、泰介様^江 干物

差上、廣八参申候

高山作右衛門様 大目附様、
御役被成、御祝義鰯一連

増邑^ニ持參致上申候、
穀留御扶持方帳、御證文

中町吉介殿^ニ、御賴^ニ上置申候、
十一日

兩角惣兵衛様、御用人役被仰付候、
高山作右衛門様、大目付役被仰付候、

右、御廻状参申候、
事致^シ候、

十二日

秋中場當年至而、不作

御座候、米直段十六俵

位イニ御座候、

十四日

十五日
十六日

廿二日

宮田渡様、御無尽^ニ付、
六ヶ村役人、御セ話人等

残、御寄被成、御談事
御座候得共、其日は、
晚迄居候得共、一向談

事不致、廣八参候得
共、帰^リ申候、
十七日
御引割、小勘定致^シ
申候、

十八日

殿様、御遠馬御座候而、安国寺村
迄、御乗被遊、坂口^ニ人足九人

御宛、御馬口取、安国寺^ニ直^ニ
道筋、御^リ被遊候、道橋

破損致、塩^ニ合手桶水くみ、
置申候、

十九日
廿一日

一 村寄合致^シ、御湯立十月朔日
一 ^ト相定申候、尤、當年は、不作
付、御造酒、甘酒計^リ相元^ニ而、

廿三日
廿四日
廿五日

一
御宮御棟上、相談致神宮寺役所^ニ、十四ヶ村
寄合、投餅一村^ニ而、

米式俵宛掲、三文餅
位イニ取、俵江入、村方若物^(者)

而、寺町之内^ニ而、扱候様
申談事候、廣八、長次郎

参申候、
御棟上、廿八日^ニ本祈願致、

十月九日御棟上祭り、
相定^リ申候、下筋、上筋

十四ヶ村之内、四人宛
觸參申候、

廿六日
廿七日
廿八日

一
右同断、長次郎参申候、

御棟上祭式、吉日^ニ而、祈願

有之、大祝様始、一社中
棟梁本祭り、十月九日

一
御宮、御棟上相談、十四ヶ村寄合申候、

御棟上祭式、吉日^ニ而、祈願

一
御^リ相定^ス、一統他所迄も、
参候得共、神無月故、
相談相定^リ候義は、

祝詞上祈願致し可申候談

事致^シ候、一
高山茅入札^ニ、其日相定申候、

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

118

祝詞上祈願致し可申候談

事致^シ候、

一
高山茅入札^ニ、其日相定申候、

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

一
御宮御棟上、相談致

神宮寺役所^ニ、十四ヶ村
寄合、投餅一村^ニ而、

米式俵宛掲、三文餅
位イニ取、俵江入、村方若物^(者)

而、寺町之内^ニ而、扱候様
申談事候、廣八、長次郎

参申候、
御宮御棟上、廿八日^ニ本祈願致、

十月九日御棟上祭り、
相定^リ申候、下筋、上筋

十四ヶ村之内、四人宛
觸參申候、

廿六日
廿七日
廿八日

一
右同断、長次郎参申候、

御^リ相定^ス、一統他所迄も、
参候得共、神無月故、
相談相定^リ候義は、

一
御宮、御棟上相談、十四ヶ村寄合申候、

御^リ相定^ス、一統他所迄も、
参候得共、神無月故、
相談相定^リ候義は、

一
御^リ相定^ス、一統他所迄も、
参候得共、神無月故、

21

一 役人、古役、組頭、世話人中、 御備投餅之義、十四ヶ村之 一村式俵宛、餘分之義ハ、 成丈出精致、若者中ニ 半てん、手拭揃、押合かつき 投可申候義定り、場所之義ハ、 くじニ而神樂所家弥ニ當り候、 神前備へかさり、大頭ニ而取置 村方江取帰り、御供ニ致申候、 御造酒之義ハ、下宿ニ而被下候、 上下着用人江ハ、弁當出し申候、 右、書付、村々江渡申候、 御投餅、紅ニ而上字書印申候、 投錢ハ、上宮ト打付申候、
右、相談相究、廣八、又次郎 参申候、
一 村方勸化致候米数之義、 壹石壹斗餘、出来申候、 廿九日
一 川浚高役金、式分武朱ト三々壹分 壹厘、御藏江御上納致申候、 長次郎参申候、
一 右之割、致申候、物代武八 房石衛門、役人ニ而致申候、 十月朔日
一 例年、村御湯立申候、 不作故、甘酒、御造酒立て 酒計り御宮ニ而、御湯立上申候、 天氣よろしく、相元ニ而、 賑々敷祭り致し申候、 相元御酒之節、村中一統

120

役人、古役	上着用 ^三 而、神前 ^江 詰候、
組頭、世話人中、	
御備投餅之義、十四ヶ村之	
一村式俵死、餘分之義 ^ハ 、	
成丈出精致、若者中 ^二	
半てん 手拭揃、押合かつき	
投可申候義定 ^リ 、場所之義 ^ハ 、	
くじ ^ニ 而神樂所家弥 ^ニ 當り候、	
神前備へかさり、大頭 ^ニ 而取置	
村方 ^江 取帰り、御供 ^ニ 致申候、	
御造酒之義 ^ハ 、下宿 ^ニ 而被下候	
上下着用人 ^江 ハ、弁當出 ^シ 申候	
右 書付、村々 ^{江渡^シ} 申候、	
御投餅 紅 ^ニ 而上字書印申候、	
投錢 ^ニ ハ、上宮ト打付申候、	

相談^二而、村金も出来候故、
太吉殿、又左衛門殿、無心申
熊野堂、阿弥陀畠、相本
呉候様、一統被申候故、役人
三人^二而、二日晚^三両所^江参、
村田請返度、談事致^一
無心申候、
二日
御湯立諸勘定、致申候、
當中組^二御座候、
三日
當引入用割致^一申候、物代
房右衛門、長八、猶吉、役人三人
而、割致^一申候、尤、入用錢^一わり
致^二、壱石^三付、壹貫四百八十武文
わり^二候、歩米之分八、別二
四日
致^一申候、出来兼候故、夕な^二へ
而、漸々仕舞申候、
五日
高役金割帳、御調請申候、穀留
入用割、下帳御下^一ヶ被下候、又次郎
宮田渡御手代、俊左衛門殿^一、借
候金、押米三拾俵之義^二付
御藏^正呼出し、廣八、長次郎
参申候、御代官様被仰候
ハ、午十二月上旬追、返済
之書付、御調被成、持統
所^一、相済候由、被仰候得は、
押米^一も、持統江可渡義
被仰、去年之義八、相済候
様被仰、當未收納米、
勘定致^一候共、御座なく
二、可押義被仰候、畏候得共、
而、

122

致申候、出来兼候故、
而、漸々仕舞申候、

高役金割帳、御調請申候、穀留
入用割、下帳御下ヶ被下候、又次郎參申候
五日

宮田渡御手代、俊左衛門殿、
候金、押米三拾俵之義付、
御藏^江呼出、廣八、長次郎
参申候、御代官様被仰候

ハ、午十二月上旬迄、返済之書付、御調被成、持統所ら、相済候由、被仰候得は押米も、持統可渡義

被仰、去年之義八、相濟候
樣被仰、當未收納米、

勘定致し候共、御座なく
二而、可押義被仰候、畏候得共

123

出来不申義、慥ニ
申上置候得は、先、相送
申矣、

御宮御備投餅

仕度、米洗申候
寄米壹石八升

程御座候、
七日

右同断 若者中三而 明七ツ初 投餅搗申候、一升四十

位到申候、酒同断、

1

順達
依厚御世話、
當几日告表
弥、御相談之通

當大日言居
御棟上三相成、幾久鋪御同様
目出度奉存候、依之御寄合

申、當日之式、御相談申度
候得共、最早吉辰以前

餘日も、無御座候、御一社
御かけ合之上、荒増相極々

順達ヲ以、申入候餘は
御面會之節、御相談可申候、

尤取計方、行違等も
御座候哉、各方思召御心

懸り之等も、御座候ハ、無御
腹臓、御内々久三郎方江、
御相談

可被下候、御同意物方、心置なく、御祭禮、相調申度候、式左之通り

蒔餅之儀は、正六ツ半時、當所着場所は相究候通り、

御村印相立置申、尤、御案
内可申候、其所江御詰可被下候、
右、神供餅之内、壹呴ツゝ木札
御付、御神前江御献可被下候、
右備場、御案内可申候、
右備場、持參致候間、御世話
時錢之儀は、當村乞其
場処江、持參致候間、御世話
可被下候、
時方之義は、餅与錢与
一同時候カ、又ハ錢ハ先カ是
ハ、其節御面会^二而、御相談
御為知申候間、成丈投靜
手間取、怪我無之様
可申候、
時候刻限は、螺貝吹^三、
御為知申候間、成丈投靜
手間取、怪我無之様
致度候、
兼而、御相談之通、成丈
上下着用^二而、御越可被下候、
無御遠慮、御差圖、
御若^キ衆中江は、神酒老樽
ツゝ、下宿江、進上いたし候間、
宜敷御取斗、可被下候、
御棟上勤行中、當役
古役、世話人中
神前^二相詰、席方御案内
可申候、右、惣方神式相済、
向々江、世話いたし候、衆中
其

不殘神前江、御詰被成候様、
御名主中、御差圖被成候共、
不残、相ならひ候上、御神酒頂戴
有之候、
下宿割合、左_二村々御名前、下_江書印
差上申候、御承知可被下候、
餘は、御面会之跡叶候、以上

高部村
小町屋村
安国寺村
新井村
宮田渡村
上金子村
中金子村
下金子村
下宿
同所
同所
南町
同所
同所
同所
同所
勝五郎
平
七
小左衛門
傳
勝
左衛門
長
次
内
弥
磯
清

早々御順達可被下候、
八日
右同断付、御宮江役人
御見舞參、村^二而も、仕度
いろ／＼致し申候、

御宮、御棟上祭式、
御神前江、拾四ヶ村役人、古役役
組頭、上下二而相詰、御神酒
かハラケ、扁キ二載、名々被下
役人、名主廣八、年寄又次郎
同断長次郎、古役義兵衛

同断猶吉、組頭佐之吉
榮吉 上下二相詰、扱又
蒔餅御備 壱飴
壹斗位二致、神前江備

神樂殿脇三、投申候
若者半てん揃、尤、
若者頭、袴、羽織三、
不残出、投申候、
御神酒一樽、御官弓
被下、村方二、而、披キ申候、
右同断之節、古役二、
即、談、阿弥陀畑、村田
請返し申度、武八、又左衛門
壱割、利付證文之訛承候
所、夫は、間違之由被申候、

村方一統ハ、請次第之
心得^ニ而^ニ候故、其義兩人
其節之利か^リ故、急
入、聞候得ハ、請次第之心得
と慥^ニ申候故、又村一統
談事之上、普請金遣^シ
請返し申候様、咄^ト相究^メ
申候、

御備投餅廿ツ、村中江くはり
申候、
御年賦金之内、十七両武分、御上納
御日延一札、六ヶ村役人印形致

廣八參申候
而、六ヶ村弁當認メ、六十九文宛
十一日
座頭、小麦村中寄
三合宛不足之分、名主たし

遣し申候、定式壱斗三升

宮川、新川出来候風分
之上、五味藤左衛門様、御内
聞、両村^二而参、夜^ニかゝり

廣八、又次郎参談事
候迄、御待候得共、御帰り

無之、十二日早朝又次郎
参申候、鹿戸百文分、両村^二而上

御宮^カ、御棟上御祝義、礼
一樽被下候、

十二日
参申候

御宮^カ、御棟上御祝義、礼
一樽被下候、

十二日
参申候

宮田渡御借金、搗米^江押米
割、御藏御年賦金、利足分
被下候分、廿日迄、拾七両式分

式朱六匁、六ヶ村上納割
田沢村^江、六ヶ村寄合、夜半過

迄、割致し申候、夜明方
廣八、又次郎帰り申候、

十三日

新川出来候由、御内々^ニ而
半助様^江、安国寺村名主、年寄

又次郎三人参申候、御内聞
御賴申候、五味藤左衛門様^江

菊次郎、又次郎十二日朝参
候所、十ヶ村^二、願書差出候由
御内々被仰聞、被下候、

御宮^カ、御酒壹樽、村方^江被
下、祭り致^キ申候、いろ
相談御座候、新川之咄^カ

十月十七日

宮田渡様、初収納御座候
米武俵斗、大豆三斗三升
五合八夕四才、太吉上納

前林二みかき、明日談事、収納
米、搗米、押米相談、村地
請返し相談致候、村中
其積り、金子才覚可致候義
談事致申候、

十四日

廿日

武斗、上金子鶴松斗り、
御藏^ニ而、御酒被下、御祝義御さ候、

十八日

廿九日

御経木代三匁壱分式厘
如法院様^江、上納致し申候、

上納御藏^江、右之内

高部村分五両三朱^ト式分五厘

上納、高部村分致申候、

右之内、式分返り

高部村分五両三朱^ト式分五厘

上納、高部村分致申候、

廿二日

御宮奉行、守矢主殿様

奥様御不幸^ニ相詰

氣多茶半斤役人^ニ、上申候、
新川堀替之義

風分専故、安国寺村
役人、惣代願參候故、

一同役人長次郎

半助様^江参、頼申候、
入用多分之相談

故、村談事致可申
義^ニ、長次郎帰り申候、

廿三日

式分式朱

廿八預

右は、高山茅賣代、請取置申候、
相済申候、

廿四日

新川ニ付、村中談事
致候所、安国寺寄合
候而は、入用金多分
かゝり候而も、難出候故、
村限りニ、御持統所江
願、如何成共、御見分
之上、難渋願可致候、
談事相究申候
廿五日
廿六日
廿七日
廿八日
廿九日
晦日
十一月朔日
二日
三日
村取納致申候、御代官様
ニは、矢嶋義兵衛様、小林長代松様、
御米見堀内吉之丞様 御出
御朝飯 平ニハ、しいたけ、長いも、
かんひよう、人参、牛蒡上置
玉子、皿付さは切目、昼
御酒、肴は、鹿すひて、牛蒡
きんひら、昼飯ニは、くるみ飯、
平、豆腐、かつうふし上置
夕、御酒、肴、とんぶり、しゝ
すひて、夕飯、平、しいたけ、人参
かんひよう、長いも、取合、
上置、さは切目、差上申候、
米、三拾五俵武斗四升四合、納リ申候、
□七俵三斗三升九合六夕八才

申候、 <small>メ</small> 式拾三俵御座候、 六日	申候、 <small>メ</small> 式拾三俵御座候、 六日	申候、 <small>メ</small> 式拾三俵御座候、 六日	申候、 <small>メ</small> 式拾三俵御座候、 六日
殿様、御社參被遊候付、 今橋役人、相詰申候、 尤、宮田渡村 <small>カミタマシマ</small> 、申知 <small>シテ</small> セ	御收納御礼、鰐、無御座候故、 畠いわし、一わ宛御 <small>ミタケ</small> 所 <small>シマツ</small> 付、 上申候、 甲午分、御未進帳差上	六日、殿様御社參御座候由、 宮田渡村 <small>カミタマシマ</small> 、申參、今橋追出張 申上役人三人、	三俵御新座鋪分、又左衛門 <small>カミツ</small> 、 可納申、約束致置申候、 其日、相濟候、
五日	五日	四日	三 出渡 御目代様
六日、 畠いわし、 上申候、	右之通、 別帳仕立、 置申候、	割印受、 差上	未十一月三日
六日、 一わ宛御 <small>ミタケ</small> 所 <small>シマツ</small> 付、 申上役人三人、	三俵御新座鋪分、又左衛門 <small>カミツ</small> 、 可納申、約束致置申候、 其日、相濟候、	同断 名主 廣八	高部村 年寄 長次郎 又次郎

被下候、七日
甲州送り米、百表之割合
俵數之通り、當月十五日迄、
烏帽子新田、浅右衛門殿
方江、無間違為附送
可申候、十一月九日
十日
町御藏江、新切、切次年賦
永引、烟直等、一切無御座候、
書上一札差上申候、尤
官田渡御役所江も
差上申候、
穀畠入用割願、六ヶ村
役人、増屋戻七殿江寄合、
談事致し候所、御郡中割
願、難出来様候得共
十二月四日、又々入用調
差上候節、六ヶ村一同、
願上度、夜五ツ時分
迄、談事致、夕飯、酒
認メ、六ヶ村割合可致
義申、帰り候、
十一日
義兵衛殿江
秋葉山、代參御初尾三百文、遣
申候
烏帽子米送候義
神之原村、名主孫左衛門殿
參、駄賀式百五十文

三、相究申候、
六駄、十一日^二送^一申候、

士二日

三駄、十二日^二送^一申候、

十三日

武駄、送^一申候、

十四日

十五日

三駄、送^一申候、

武拾八俵、神之原、孫左衛門殿、

相渡^一、浅右衛門殿方、遣^一相濟申候、

神之原^一、高部^一、駄^一、駄^一升五合

約束致^一置候、

十六日

十七日

十八日

十九日

二十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日

卅一日

卅二日

卅三日

141

未十一月十八日、西御藏方
未十一月廿日、

五斗三升壹合八夕九才、三月相場十九俵半加^一

式分式朱^一式百拾式文

右は、御未進金、又左衛門殿^江上納相濟申候、

其者^二而、直^三御印請、可申候

廿二日

宮田渡様、寒氣御見舞

餅壹重、但^一、壹升名主

出^一、定吉殿頼申候、御家老様

疊^一わし、

鰯、泰助様干物一連

差上申候、廣八、又次郎

参申候、

郡方様、鰯壹連

宛差上、御代官様^江

鰯差上申候、

穀留小屋繕ひ、わら

一わ宛寄、こも式枚

寄いたし申候、なる出し

拾式本、仙五郎人足也、

尚又、北久保^一、人遣參金子

式兩式分渡候義、御屋鋪^江

申來り、廿七日夕^二帰り、

龜松參、吉之永様^江、金子

御渡申候、尤、一類尋被仰付

候故、御役義施略致し候、

御答廿八日、役人三人^二、

御詫申上候得共、一札一類適

可出候義、被仰付、又々廿九日

一類定吉、役人廣八參、

横内^二御内々御詫申上置候、

次村^江送^一申候、

御初穂、三十式文上申候、

伊勢御師、こゆみ参申候、

廿二日

宮田渡様、寒氣御見舞

餅壹重、但^一、壹升名主

出^一、定吉殿頼申候、御家老様

疊^一わし、

鰯、泰助様干物一連

差上申候、廣八、又次郎

参申候、

郡方様、鰯壹連

宛差上、御代官様^江

鰯差上申候、

穀留小屋繕ひ、わら

一わ宛寄、こも式枚

寄いたし申候、なる出し

拾式本、仙五郎人足也、

尚又、北久保^一、人遣參金子

式兩式分渡候義、御屋鋪^江

申來り、廿七日夕^二帰り、

龜松參、吉之永様^江、金子

御渡申候、尤、一類尋被仰付

候故、御役義施略致し候、

御答廿八日、役人三人^二、

御詫申上候得共、一札一類適

可出候義、被仰付、又々廿九日

一類定吉、役人廣八參、

横内^二御内々御詫申上置候、

次村^江送^一申候、

御初穂、三十式文上申候、

伊勢御師、こゆみ参申候、

142

義落^二相成候而^一ハ、立不

申候義、被仰付候、尤、月

ベ手前^二而印候様、又、名

面之義も印候義、願置申候、

御人足、亀松、北久保村^江

御使、金子御受取御用

参、泊居御尋^二、銀之助殿

ミ迎遣^一候所、居合不申候

尚又、北久保^一、人遣參金子

式兩式分渡候義、御屋鋪^江

申來り、廿七日夕^二帰り、

龜松參、吉之永様^江、金子

御渡申候、尤、一類尋被仰付

候故、御役義施略致し候、

御答廿八日、役人三人^二、

御詫申上候得共、一札一類適

可出候義、被仰付、又々廿九日

一類定吉、役人廣八參、

横内^二御内々御詫申上置候、

次村^江送^一申候、

御初穂、三十式文上申候、

伊勢御師、こゆみ参申候、

右之通^二、指引可致候、未進

有之村方は、來廿五日迄、買

入可致候、以上、

右之通^二、指引可致候、未進

有之村方は、來廿五日迄、買

入可致候、以上、

143

帳、引合差上申候、尤、

落等御座候故、佐兵衛様

御改、御調請、帳面仕直

上申候、此末之義ハ、人足

参候人、御扶持方帳^江

其者^二而、直^三御印請、可申候

廿二日

宮田渡様、寒氣御見舞

餅壹重、但^一、壹升名主

出^一、定吉殿頼申候、御家老様

疊^一わし、

鰯、泰助様干物一連

差上申候、廣八、又次郎

参申候、

郡方様、鰯壹連

宛差上、御代官様^江

鰯差上申候、

穀留小屋繕ひ、わら

一わ宛寄、こも式枚

寄いたし申候、なる出し

拾式本、仙五郎人足也、

尚又、北久保^一、人遣參金子

式兩式分渡候義、御屋鋪^江

申來り、廿七日夕^二帰り、

龜松參、吉之永様^江、金子

御渡申候、尤、一類尋被仰付

候故、御役義施略致し候、

御答廿八日、役人三人^二、

御詫申上候得共、一札一類適

可出候義、被仰付、又々廿九日

一類定吉、役人廣八參、

横内^二御内々御詫申上置候、

次村^江送^一申候、

御初穂、三十式文上申候、

伊勢御師、こゆみ参申候、

右之通^二、指引可致候、未進

有之村方は、來廿五日迄、買

入可致候、以上、

右之通^二、指引可致候、未進

有之村方は、來廿五日迄、買

入可致候、以上、

廿二日

廿二日

宮田渡様、寒氣御見舞

餅壹重、但^一、壹升名主

出^一、定吉殿頼申候、御家老様

疊^一わし、

鰯、泰助様干物一連

差上申候、廣八、又次郎

参申候、

郡方様、鰯壹連

宛差上、御代官様^江

鰯差上申候、

穀留小屋繕ひ、わら

一わ宛寄、こも式枚

寄いたし申候、なる出し

拾式本、仙五郎人足也、

尚又、北久保^一、人遣參金子

式兩式分渡候義、御屋鋪^江

申來り、廿七日夕^二帰り、

龜松參、吉之永様^江、金子

御渡申候、尤、一類尋被仰付

候故、御役義施略致し候、

御答廿八日、役人三人^二、

御詫申上候得共、一札一類適

可出候義、被仰付、又々廿九日

一類定吉、役人廣八參、

横内^二御内々御詫申上置候、

次村^江送^一申候、

御初穂、三十式文上申候、

伊勢御師、こゆみ参申候、

右之通^二、指引可致候、未進

有之村方は、來廿五日迄、買

入可致候、以上、

右之通^二、指引可致候、未進

有之村方は、來廿五日迄、買

入可致候、以上、

廿二日

廿二日

宮田渡様、寒氣御見舞

餅壹重、但^一、壹升名主

出^一、定吉殿頼申候、御家老様

疊^一わし、

鰯、泰助様干物一連

差上申候、廣八、又次郎

参申候、

郡方様、鰯壹連

宛差上、御代官様^江

鰯差上申候、

穀留小屋繕ひ、わら

一わ宛寄、こも式枚

寄いたし申候、なる出し

拾式本、仙五郎人足也、

尚又、北久保^一、人遣參金子

式兩式分渡候義、御屋鋪^江

申來り、廿七日夕^二帰り、

龜松參、吉之永様^江、金子

御渡申候、尤、一類尋被仰付

候故、御役義施略致し候、

御答廿八日、役人三人^二、

御詫申上候得共、一札一類適

可出候義、被仰付、又々廿九日

一類定吉、役人廣八參、

横内^二御内々御詫申上置候、

次村^江送^一申候、

御初穂、三十式文上申候、

伊勢御師、こゆみ参申候、

右之通^二、指引可致候、未進

有之村方は、來廿五日迄、買

入可致候、以上、

右之通^二、指引可致候、未進

有之村方は、來廿五日迄、買

入可致候、以上、

廿二日

廿二日</p

步割御役所江三ヶ月調
帳上、穀留人足調帳
差上申候、尤六ヶ村寄
御郡中割、両御役所江願

廿九日 片倉村方、山手納之義
申參候、甚五右衛門殿、參申候
十二月五日、可參候義、御約
束申候、道筋木引之義
無之様、無心被申候、
亀松義、横内江御託
廣八、定吉參申候、
十一月朔日
神宮寺江、御宮勅定出来
故、見分可參義、申參
役人三人參申候、

五拾両餘、十四ヶ村^ニ而^テ取替し
呉候様申、又々相談上、村方
カ、可申義、帰^リ申候
山手納、中河原村年寄、可參候義
申遣し申候
一日
三ヶ月調帳拵申候
惣代房右衛門、猶吉
参申候、
三日
穀留人足調、書上帳仕立
御調御役所_江差上申候
惣代房右衛門参申候

代金	三両 壱分六十七文
二口	六両 壱分 壱朱四百七拾四文
三匁九分八厘九毛	右代金
但し	年内 壱わり 弐分五厘三割
五百三拾四文	一ヶ月 分 小利足
四拾四文	酒四升代
右二口	干物 弐連
例年片倉御堂垣外村 <small>江</small>	夫物

六十武人、老人子供、御家來
他所分、引残而、三十人用人足
書上申候、
右、いろ／＼用二、又次郎、長次
町江參、
菅沼至弥様江、寒氣御見舞
鹿少しく上申候、
五日

一 武匱四分	八匱五分	割之節、 役人弁當認	高部村 中河原村
六兩壹分壹朱 拾四匱八分八厘九毛 武匱五百七八十八文	兩村役人 御窺之節、 弁當代	高部村步 ^辛 中折壹疊	神宮寺村
錢 銀 金			高部村 中河原村
			高部村步 ^辛 中折壹疊
			高部村 中河原村

右 上帳分 三貫三百拾三文 割請分 丁 三貫百八十毫文貳分 壱ヶ村分

御未進金、十五日迄仰
付られ候故、御日延廿日迄
願、又次郎、廣八參申候、
部割休申候、
十六日
歩割致申候、
十七日
町御藏、名寄帳持參
可申候義、御廻状時付二
而參、則、廣八御貸方
御藏參、尤神宮寺村
御手代何右衛門殿、地所
高部村御座候哉、御尋
二付、無御座候と申上、相
済帰り申候、弁當八、

自身認申候、錢屋
源八カ、小さは十五、部わり遣シ申候
十八日
山論御年賦金、上納仕候、
六両三朱ト壹匁三分六厘七毛、
又次郎参、相済申候、
西御役所ニ、此度
改金通用紙印鑑
御渡シ被成、則御請取参、
村中江披露致申候、
尤、御印福祿寿之印
二御座候
しひ百文、錢幸右衛門カ
歩割、看持參致シ申候、
御かしき御師、參申候、
御曆旦中江遣シ役所ニ致申候、
御座鋪様、御分米八俵
横内孫左衛門殿江送り
申候、内、壹俵買上納
三十一匁五分八厘、遣シ申候、
受取、取置申候
十九日
部割致シ御未進金、弥吉江、
御手形四斗武升分、預り置、
金、武分上納致置申候、
式分留次郎殿カ、部米買申候、
受取置申候、
廿日
鳥追入用、御藏江上納致シ
申候、長次郎参申候、
七匁六分武毛、高部村割付分
宮田渡御未進金、内三両上納致シ申候

廿一日 宮田渡様、御年賦金
切次叶候義、六ヶ村役人
江、被仰付、尤、年季かゝり
之分、上納可致義、被
仰付候、部わり致し候、

廿二日 宮田渡様、御年賦金之義
付、高部村江、六ヶ村寄合
段々出し金調、御引請
式百七十六両式分ト六丣也、
右江、搗米借金、村借金
致、拂方々式百六拾八両壹分三百五十七文
序差引而、
八両壹分ト三百式文、遣し候分、
尤十六両三分式朱六丣、御無尽等々
懸返し分、御引受候故、其分
序立候、御年賦金上納之所、
多分三候ハ、一札被下候ハ、差引テ
上納可致義、申談事置候、
右、調帳御役所江上申候、

廿三日 部わり致し申候、今橋
義兵衛殿江柿一重例式
酒式升代もらい申候、

廿四日 部割致し申候、村方江
房右衛門、武八、太吉
役人江、部割帳
相済申候、村方江披露
高壹石江付、
壹斗三合壹夕

〔解説〕

(2頁)

十二月一日 片倉村、御堂垣外村両村へ山手を上納し、高部村名主廣八、神宮寺村数石衛門、新井村嘉兵衛と歩き一人の合計四人で行つた。高遠の御触書の相場で、七斗四升、定式六懸にて勘定した。

片倉村 伊那市高遠町藤沢片倉

御堂垣外村 伊那市高遠町藤沢御堂垣外

山手 山手米。落葉や薪などを採取する場合賦課された税。

高部村 茅野市宮川高部

廣八 藤森包近、高部村名主。

神宮寺村 諏訪市中洲神宮寺

数石衛門 神宮寺村役人

新井村 茅野市宮川新井

嘉兵衛 新井村役人

歩キ 役所にて村役人の指示を受けて村内の伝達や、次の村への廻状の継ぎ送りなどを走り使いに当たつた。

高遠 伊那市高遠

(3頁) 丁錢 錢九十六文を百文に通用させた慣行に対し、錢百文をそのまま百文として勘定すること。

(4頁) 丁錢 錢九十六文を百文に通用させた慣行に対し、錢百文をそのまま百文として勘定すること。

十二月一日 山手の上納に房右衛門が行つたが、休日のため帰つた。

房右衛門 高部村年寄

十二月三日 昨日の山手を上納。山中様の安産の祝儀を猶吉がお渡しした。山手割について神宮寺村で十二ヶ村の寄合があり廣八が行つた。

山中様 山中三郎右衛門方徳。郡奉行御林方。

猶吉 高部村年寄

十二月四日 御宮の勧化寄附について、村中の名々帳を仕立てて進上した。茶屋で御神酒と夕飯をいただいた。役人三人が行つた。

勧化 寺社に対して寄附を求める事。勧進。

十二月五日 三ヶ月調べをして、書上帳を作成した。組頭太吉が昼飯をとつた。

太吉 高部村組頭。『紀要 第32号』40頁には古役として登場する。認このでは「食事を摂る」の意

十一月六日 山論年賦金の割をした。組頭又左衛門が行つた。

山論 山野の境界、その地の利用方法の正当・不当をめぐる争いと訴訟。年賦 納付または返済すべき金額を、額いくらで割り当てて支払うこと。

又左衛門 高部村組頭

十二月七日 三ヶ月調帳を役所へ提出した。年賦金割帳の調査があつた。諏訪方右近様御袋様御死去のお悔みとして清明香を三把進上した。

諏訪方右近様 諏訪十郎左衛門、頼則、頼弘。藏方取調掛(天保四年)。郡奉行御林方(天保六)。用人(天保九)。〔諏訪史料叢書〕十三巻藩譜私集十一(p.三八八)』

(5頁)

十二月八日 諸勘定帳を調べた。狩兎追人足八人が安国寺村へ明日四時に詰めるとの廻状が来た。

安国寺村 茅野市呂川安国寺

七ツ 午前四時および午後四時ころ

十二月九日 兎追人足八人が役人とともに参上した。役所へ三ヶ月調帳の返却を願い、御作事屋請負の入札の有無について訳を申し上げた。御貸方へ利息金を差し上げた。五両は伊藤主膳へ、一両二分二朱は武八へ差し上げ、銀弥の二分は廣八が出した。貸方への上納は房右衛門が行つた。村歩割人足帳の照合をした。山手出し金の勘定は、数石衛門殿の致し違いがあり、再度引合帳を送つた。

御作事屋 諏訪上社の普請・當縛を担当する役所。

御貸方 藩營の金錢、米穀の貸付、運上の徵収、三手御藏の払米を扱う役所。

伊藤主膳 諏訪上社擬祝

武八 高部村の村役人の前任者

(6頁)

十二月十日 歩割初人足拾いをした。役人三人、又左衛門、太吉が買ひ物を鳴屋より取り寄せた。

歩割 村の負担する夫役の日当、村の必要とする諸経費などの村入用を村民に割り付け、徵収すること。村民用も、割り付ける作業も、個人の負担もともに歩割と呼ばれる。藩は「歩割仕法」によって規制していた。歩割二ヶ月ごと(のちに三ヶ月)に締め切つて調方役所に提出し、検閲を受けていた。

十二月十一日 昨日同様。六ヶ村で十八両買い、上納を出すようにと世話人から話があつた。十二月十二日 歩割を六人で集まり相談した。

十二月十三日 右と同様、五人にて相談した。

十二月十四日 右と同じく、五人で相談した。宮田渡御屋敷から、歩米値段で買納するよう命令があり、知行所中、六ヶ村割で三両を出し、差し上げた。世話人又左衛門様分を渡して、買納した。

宮田渡 宮田渡は大祝諏訪方氏の屋敷があつた村のこと。諏訪市中洲神宮寺今橋。また、

大祝諏方氏そのものを指すこともある。本史料では、「宮田渡様」と表記されることが多い。また、大祝諏方氏の屋敷が、上社領の役所となつており、これを「宮田渡」という。

十一月十五日 寒気見舞いとして、郡方様、御代官様へ鰯を一連ずつ差し上げた。友之町、歯者殿のお悔みに伺つた。歩割をした。

郡方様 郡奉行のことか。百瀬庄兵衛政時（文政十二年十一月十九日～天保五年五月）

月、山中三郎右衛門方徳（天保三年四月十一日～天保六年五月）、工藤三助重敦（天保二年八月十二日～天保六年一月）。

御代官様 西筋代官 松田源左衛門昌直（天保四年五月～天保七年五月）

（7頁）

十一月十六日 歩割を四人で行つた。

十一月十七日 五人で歩割をした。宮田渡御屋敷へ寒気見舞いに、餅搗一重（一升分）を差し上げた。御家老様へ鰯一連、泰助様へ干物一連を進上した。役人三人が行つた。

御家老様 諏訪上社大祝諏方家家老。政所。土橋左膳宋壽。天保六年死去。

泰助様 矢島泰輔。諏訪上社両奉行。矢島正仲か正壽。

十一月十八日 歩割を八人で行つた。

十一月十九日 歩割のため五人が集まつた。諸勘定が終わり、家軒割について帳面を見せて、村方一同へ周知した。

十一月二十日 御役所、御勝手方様へ山論年賦金六両三朱と壹外三分六厘七毛の上納に猶吉が行つた。

十一月二十一日 穀留入用について、御調御役所から差紙が來た。二十日から両三日の内に役人一人が参上するようとの内容だった。房右衛門、猶吉が寄り合ひ、三人のやりとりを勘定し、兩人へ武朱程ずつ渡した。

穀留 因作の年に米や雑穀を領外に出すのを監視し、留めたりした。監視する場所に小屋を設け、これを「留番所」といった。諏訪領内には今井村（塙房峠、岡谷市長地今井）餅屋村（和田峠、下諏訪町）三沢村（小野峠、岡谷市川岸上、中一丁目）有賀村（有賀峠、諏訪市豊田有賀）神宮寺村または高部村（杖突峠、諏訪市中洲神宮寺、茅野市宮川高部）湯川村または相原村（大門峠、茅野市北山湯川、柏原、鳶木村（甲州口、富士見町落合上下鳶木））にあつた。

差紙 江戸時代、法令を順達する場合、または尋問すべきことがある場合などに、村役人の出頭を求めるために発する礼状。また、一般的に伝達や命令を伝える文書。

十一月二十二日 役所へ、歩割帳の均等割り改めを請けるため、目録を差し上げた。当暮の割目録をお改めくださつた。穀留入用割のことは、三月落ちている分もその時の相場

で勘定するよう命じられた。三月から八月一日迄の割米銀銭を御蔵へ下げるよう仰せつけられた。廣八が行き、町宿で食事をとつて帰宅した。

穀留入用割 穀留番所の諸経費は穀留入用割で草高割に徴収された。また村割で穀改に勤務するところ米の支給があり夜間は一夜に五勺割の支給があつた。天保十（一八三九）年一月の「穀改入用書上帳」には正月十三日付で炭一俵、油代四百五十文が記載されている。

町宿 村々で城下町にもつて定宿。城下での休憩、宿泊、相談の場所になつてい

た。

また、町宿は村方のために斡旋なども行つていた。紛争などの時の当事者や軽

い規則違反者を町宿に預けることもあつた。

（9頁）

十一月二十五日 三ヶ所様へ御歳暮の祝儀に参り鰯を一連ずつ差し上げた。町払いを残さず勘定し、完了した。すぐに、廣八が行き、町宿で食事をとり、宿札に定式式斗を遣わ

した。さんま十匹を祝いに頂いた。

十一月二十六日 宗門割入用を上金子村へ遣わした。

上金子村 諏訪市中洲上金子

十一月二十七日 未進の催促に、御出役田沢の方が夕方にお出でになり、二十八日朝まで泊まり、両度食事をした。神宮寺村より、惣懸割として式分と百八拾九文が來たので遣

わした。

田沢 茅野市宮川田沢

十一月二十八日 未進の整理をした。

（10頁）

十一月二十九日 未進のこと、御家老様、留右衛門様に不足分をお詫び申し上げ、出来次第差し上げるとの延期のお願いに廣八と猶吉が行つた。その日も催促にお出でになら

た。

十一月三十一日 未進金五両式分三朱と三百六拾式文を納めた。残りの分は、来年二月十五日迄に必ず上納します、万一遅滞しましたら役人が償い上納します、と書面で提出し

た。

（11・12頁）

天保六乙未年

一月一日 年始の挨拶をした。柿二十串を宮田渡様と御一社中様へ、柿十串を土橋左膳様へ差し上げた。干肴一連ずつを御一社中様と御役人様方へ上納。

御屋鋪様 諏訪上社大祝。諏方頼壽。内藏助。天保十一年九月十七日死去。

土橋左膳様 諏訪上社大祝諏方家家老。土橋左膳宋壽。

一月一日 年始の祝賀の礼があり、お祝いを申し上げた。

兩御家老様 三之丸家老千野貞侃と御櫻脇家老千野貞杜のことか。

牛山金兵衛様 牛山金兵衛晴纓か

三輪五左衛門様 三輪五郎右衛門知定か。用人。

林弥次兵衛様 林弥治兵衛永富。用人。

黒沢藤之助様 黒澤藤之助成章。用人。

三浦良助様 三浦阿助晴以。用人。

安間五左衛門様 用人。

赤沼七郎兵衛様 赤沼豊調か。用人。

沢市左衛門様 用人。

赤沼七郎兵衛様 赤沼豊調か。用人。

勅使河原佐仲様 勅使河原左中正矩。用人。

御苗字甫右衛門様 土橋甫右衛門のことか

(13頁)

一月四日 追鳥人別書き上げについて、加筆いただき、下書のとおり書面を認め、神宮寺村の米見嶋藏殿に頼み、御蔵へ五日に差し上げた。神宮寺村越戸、惣懸け半分割をした。

追鳥 雉を無傷で捕えるもので、大勢の勢子で雉を追い出し、翼が疲れて地上に降りた所を網か素手で捕えるもの。追鳥人足は、十五歳以下と六十歳以上の者を除いた男のうち、藩家中の奉公人、村役を務めている者などを除いた男全部をさす。

米見 代官や御貸万代官の手代の更に下に置かれた役。代官の下には米見、内米見、催促足軽が置かれた。

一月十日 村中で今年初めての寄合をして、例式どおり、酒三升を買い、肴にマグロを用意した。いろいろな定事を定めた。

志ひ マグロ
き之須 調理法か

一月十三日 賽の神様の扣綱を村中で拵えた。宮田渡様が四十二歳の厄年、若旦那様が二歳の厄年そのため、伊藤主膳に頼み、御玉会三つを拵えて祝儀を申し上げた。初穂三百文を進上した。

賽の神 祭日は一月十三日。大山棹・サインカミ・セーノカミなどともいう。十日ころ山から十五~二十mの木を伐って来て、十三日に道祖神場に立てる。棹にはいろいろの飾りをつけ、道祖大善神・諏訪大明神・天下泰平・五穀豊穣などの字を書いた行燈をつるす。そのほか飾り物には大黒様などいろいろ工夫をこらした。明治の初めですたれた。

扣綱 ひかえづな。立てたものが倒れたり傾いたりしないように張り渡しておく綱。

(14頁)

一月十四日 妻神御柱を建て、役年の者に役のお祝いをした。そこで、藤五郎も二十五歳の厄年のため祝つた。

藤五郎 藤森政因。二代目藤森廣八。

一月十五日 宮田渡御屋鋪様へ、お札を申し上げた。そこで、(宮田度御屋鋪様)鰐一連、御家老様へ鰐一連を差し上げた。

一月十六日 御家老土橋左膳様が江戸へ御出立。朝四時に行き鰐一連を進上。御籠人足二人、馬二頭に、荷物を付け送り、金沢まで行った。宗門下書帳を一月五日までに提出するようにと廻状が来た。大奉行は両角物兵衛様である。

両角物兵衛政俊 大目附宗門奉行(天保三年四月十三日~天保六年九月四日)

一月十七日 御まかない様から間屋清右衛門方へ来るようとの廻状が来た。十八日に行つたところ、殿様の無尽を郡中村々へ命じられた。役人三人が行き、世話人又次郎、太吉、幸左衛門の三者を連れて、役人は残らず、十九日に参上するよう命じる廻状が下された。御蔵へ追鳥入用金を納めた。宗門御請に行き、鰐一連を差し上げた。徳帳紙をかがや丈介より購入した。

(15頁)

一月十九日 無尽について、役人三人、世話人又次郎、太吉の五人が行つた。幸左衛門の代わりに富左衛門が行き、世話人御呼出の廻状が来た。

(16頁)

一月二十日 猶吉が世話人富右衛門を召し連れて役所へ行つた。村方名面の者で寄り合つて相談をしたところ、宮田渡様は段々御用金、御人足が多くなり、その一方で巳年は百両程御拝借金を引き受け、その上屋敷焼失後に無尽等の金子を引き受けておりますので、申し立ていたし、殿様の無尽は半軒ずつにしてほしいと村中が申し立たるので、お願ひする事を決定した。

一月二十一日 神之原から、中町布屋半介方に寄り合い、御宝殿材木の許可を願うよう、廻文が五ヶ村に来た。無尽の減少願いと日延願いは叶わなかつた。

(17頁)

一月二十二日 昨日の無尽減少が叶わず、二十三日に必ず来るよう命じられ、役人房右衛門、惣代太吉、富右衛門が行つた。

一月二十三日 無尽帳を残さず提出した。そこで、骨折の言葉をいただいた。宮田渡様にて、帳印をしなかつたことについて尋ねられ、義丘衛殿に頼みお詫びを申し上げた。義兵衛殿へお札に砂糖百二十四文、孫兵衛様へ饅節一節を差し上げた。内々に祈禱をした。房右衛門殿に頼み、掛拝帳調べをした。

義丘衛 高部村の村役人の前任者

(18頁)

一月二十四日 昨日同様、帳調べをした。

一月二十五日 昨日同様、房右衛門殿が帳調べをした。

一月二十六日 宮田渡様御貸方から拝借のことにについて、三ヶ年年賦金の合計百拾八両を延期していたが、役人が請印をするので必ず上納するようとに命じられ、六ヶ村で相談してお引き受けないと申しましたが赦されず、そこで、その夜に延期を申し上げた。

御用捨 御容赦

(19頁)

一月二十七日 六ヶ村で町御蔵へ延期のため伺つたところ、御代官様や御用入様方からご命令されたので、三ヶ年の上納のことは叶わず、やむを得ず帳印すると申し上げた。今晩古役村方へこの訳を話すため宿へ戻りたいと願いましたが、町宿に控えている者を呼びよせて、申し聞かせて、明日早朝に帳印することを命じられ、やむをえず宮田渡様御役人へお願ひして内々に村へ帰り、一同へ知らせ、村方が六ヶ村一同のことであればしかたがないと申したので、帳印をした。廣人が行つた。

一月二十八日 昨日のこと、宮田渡様にて帳印をして、御役人佐兵衛様、泰助様へ、一ヶ年の所は、三月の買納から差し上げないと申し上げ、なにとぞ村方を立ててほしいと願つた。役所は百姓に難儀をかけることはしないと仰つた。

(20頁)

一月二十九日 宗門帳を拵えた。赤沼へ客として伺つた。

赤沼 諏訪市四賀赤沼

一月一日 房右衛門殿に頼み、徳帳を仕立てにかかつた。

一月二日 穀留入用割 郡中割を御蔵へ納めた。

一月四日 宮田渡御役所から、明日五日に役人が参上するようにと廻状が来た。

一月五日 四日の廻状を受けて房右衛門と猶吉が行つたところ、役人が世話人と同様に世話をするようになると、命令されたが、何にしろ村方に話をしてからでないとお受けしないと申し上げて帰つた。大目附両角惣兵衛様へ宗門下帳を差し上げに廣人が行つた。

(21頁)

一月六日 宮田渡御役所へ（役人が世話人の役目を負うことについてお受けできないことを）六ヶ村一同でお詫びを申し上げたが、ご理解はいただいたが応じてもらえず、村方で（宮田渡様の世話を）請けるよう命じられて、廣人は帰宅した。

二月七日 傳馬入用米の帳落や出し入れの残りを義兵衛殿の分まで調べ、横帳に印をした。役人総代・武八が寄合をした。夕方に村中で寄合をして、宮田渡の件の相談をしたところ、何とかお詫びしてくれと一同が申したため、そのように又々申し上げることになった。

傳馬入用金 傳馬役にかかる諸費用金のこと。傳馬とは、御朱印・御証文などを持つ公用の人や荷物を無賃で運ぶことをいう。ただし、準公用の人や荷物を御定賃錢で運ぶものを含めて呼ぶ。

二月八日 宗門のため宿の畠を替えた。そこで、沖右衛門殿が上原の畠屋へ参上した。御

宮へ廣八と猶吉が行き、お酒をいただき、高遠への出払い人足を頼まれ、九日の木出しに行くことになった。

沖右衛門殿 小平沖右衛門。大祝家役人。屋敷は高部にあり。

(22頁)

二月九日 御宮の木出しの出払い人足に猶吉が行つた。宮田渡様の役人へ、世話免除願いのお詫びに房右衛門が行つた。

二月十日 宗門改に応じて四ヶ村が参上した。大目付様へ鰐一連を四ヶ村で差し上げた。

御書役潤之介様、御下役安藏様、時次様に鰐を一連ずつ差し上げた。増屋喜七で食事をとつた。御川除御奉行土橋甫右衛門様・御肝入政次様・御下役源之介様・勝弥様に鰐を一連ずつ差し上げた。大和孫兵衛様も同様。御下役傳右衛門様へ御不幸のお悔みに線香二把を遺わした。水車小屋の書類を御蔵へ差し上げた。

宗門改 諏訪高島藩の宗門改は、毎年正月十五日に宗門改の廻状を出し、宗門改帳の下書を二月十日までに差し出し、同十五日から宗門改のために他出しないように申し渡す。名主はこれを受けて下帳を作成し、下調べを受ける。数日後に清帳ができるで読み合わせをし、所在の寺判をとる。

土橋甫右衛門様 郡方御下役

(23頁)

一月十二日 宮田渡様のことについて、神宮寺弥平次殿方へ古役太吉と又次郎が行き、村方一統で相談のうえでお受けできないという趣旨を申し上げたが、又々相談してくれと命じられたので、その夜、村で集まり、古役や百姓代ともに出てほしいと頼んだ。いずれも、六ヶ村一同で申し上げる必要があると決めて帰つた。

(24頁)

一月十四日 土橋左膳様に留主の見舞いとして、取貰二百文分を差し上げた。

一月十五日 水車屋運上を差し上げに猶吉が行つた。宮田渡様のお頼みの件で六ヶ村が寄り合い、扶持米のことは四月からであれば可能であることを申し上げ、まずは六俵くらいを上納したいと相談した。四月から上納するよう、また相談してから申し出なさいと命じられた。

扶持有米 扶持として給与する米

一月十七日 宮田渡様のお頼みの件について六ヶ村で寄り合いをした。（扶持米は）合計五拾俵くらいの上納で相談して、お願いした。猶吉・又次郎が行つた。仙壽院様がお亡くなりになられ、役所へお悔みに行つた。

仙壽院様 忠厚側室トミ（白金亡）木村氏、御腹忠肅 天保六年一月十一日死去、仙壽院（吉祥寺）殿、名跡遊坐家正經。

(25頁)

一月十八日 宮田渡様のお頼みの件、（高部村からは）房右衛門が行き（六ヶ村一同からは）房右衛門、物代が行つた。ご一家が集まり、世話人三人を頼んでくれないかと命じられたので、村で寄り合いをしたが、人数が足らず、明日十九日の昼に相談することになつた。

一月十九日 昨日のことについて、村中で昼に集まり相談をした。何しろ世話人は出来ない旨を申し上げてくれということになつた。村惣代四人の入札は、亀松、富右衛門、太吉、銀次郎が落札となつた。

(26頁)

二月十九日 急な寄り合いの際、不参加の人をとがめることになった。ただし、江戸へ出稼ぎまたは病気などは除いて、不参加の人が歩米一升を負担することに決定した。その日、不参加は二人で銀二郎、佐五郎である。

譴とがめる

二月二十一日 宮田渡様の世話人の件は、六ヶ村一同で行つて、村方へ頼むが全くできないと、御役人佐兵衛様へ話をした。また二十四日に、一度相談のうえ申し出なさいと命じられたので、村で寄り合いしたところ、前々のとおりできないという話になった。百姓代太吉、銀次郎、役人廣八が行つた。宗門の廻状が来た。

(27頁)

二月二十二日 宗門始めの廻状が来た。十七日から開始で、これは二日延期である。

二月二十四日 宗門改め、小坂御弁当御機嫌伺いへ四ヶ村が行つた。そこで、上帳御内見入執役場、印形不調法のことを内々にお願いしたところ、ご修正くださり完了した。その後、次兵衛殿にて、大熊共五ヶ村で弁当を取り、一人分六十七文ずつ廣八が払つた。鯛豆腐は汁で、いたいた。その後帰り、寺印を取り置いた。宮田渡様のお頼みの件は、弁明に物代亀松、富左衛門、猶吉が行き、また相談するよう命じられて帰つた。

(28頁)

二月二十五日 宗門改め、大奉行両角惣兵衛様、御下役潤之丞様、亀三郎様、安蔵様の三人、お供三人の合計七人が有賀で宿泊した。昼は神宮寺村で弁当、高部村で宿泊した。御膳向詰に盛り、鹿ばかり召し上がり、残りはお土産に包んだがお返しになられた。夜分は御下役様にお酒を差し上げた。二十六日朝、くるみ餅を準備したが、早いご出立のため召し上がりなかつた。

(29頁)

二月二十六日 昨日同様、宗門につき、入用割で四ヶ村が集まり、分配をして帳面を仕立て、廻し帳一帳を拵えた。そこで、朝飯と酒を出した。

二月二十七日 宗門御奉行様方へ、お札に鰯を一連ずつ上納し、四ヶ村へ房右衛門が行つた。おはる（人の名前）が行方不明のため、役所と宮田渡様へ申し上げた。

(30頁)

二月二十八日 おはるの発見報告に猶吉が行つた。宮田渡様の世話のことは、六ヶ村申し上げて、村方惣代太吉、亀松、廣八が行き、免除をお願いしたところ、また村で相談して二月五日に出るよう命じられた。

二月晦日 御宮から急ぎ役人が揃つて来るよう仰せが遣わされたが、居りあわず、夕に房右衛門、猶吉が行つた。十四ヶ村にて、金子百五拾両を八月の御建前までに拵えるようにと命じられた。真志野、銀次郎家の建設前に、棟上げをした。

三月一日 宮田渡様より、役人一人の召集の廻状を六ヶ村へ村次した。

(31頁)

三月二日 宮田渡様へ、六ヶ村で出向き、年賦金は十五日までのところ、六ヶ村で買い入れて上納するべきと命じられ、五日までにしますと申し上げた。

節句の祝儀は、郡方山中様、牛山様、御筋、松田様へ鰯を一連ずつ差し上げた。その日、穀留入用割、御下げ金の催促をした。工藤様へ引きこもり見舞として饅頭三百文分をあげたが、納められず持ち帰つた。この八ヶ村は、文出、神宮寺、福島、北真志野、南真志野、大熊、茅野、高部である。

松田様 西筋代官松田源左衛門昌直

三月三日 節句の祝儀として宮田渡様と御家老様へ鰯を一把握ず差し上げ、泰助様へ干物一連を差し上げた。

(32頁)

三月四日 収納米二俵を納めた。

三月五日 宮田渡様から命じられている件の弁明に房右衛門、銀次郎、富左衛門が行つた。六ヶ村が揃つてひたすらお詫びした。理由はまた明日出すことを命じられ帰つた。

一向ひたすら

三月六日 昨日のことのお詫びに猶吉、富左衛門、亀松が行つた。泰助様が世話人から百両、六ヶ村から百両出してくれとお命じになつたので、村方で寄り合いをして話しておいた。三ヶ月歩割物代入札をして、又次郎、長次郎が落札になつた。

(33頁)

三月八日 三ヶ月調、歩帳を仕立ててに惣代又次郎、長次郎が行つた。宮田渡様、年賦金の延期のため町の御蔵へ猶吉が行つた。六ヶ村が揃い、役人が一人ずつ参上した。

歩帳 歩割を書き記した帳面

三月九日 歩帳をお調べくださり、役所へ房右衛門が行つた。

三月十日 神之原村へ御宝殿の材木願いの相談をするため山田新田、田沢、高部の四ヶ村が集まつた。願書を差し上げる相談をし、十五日の提出と決定した。宮田渡様が、甲州搗米から金子二百両を借りたことについて、物成の内の百二十俵を受印すべきと命じられたが、弁明をした。村方に相談した。猶吉が行つた。

搗米

春米村。南巨摩郡富士川町春米。

田安徳川家支配。増穂村（明治七年）。増穂町

（昭和二十六年）。富士川町（鰯沢町と合併。平成十二年）。

物成 本年貢

(34頁)

三月十一日 宮田渡様へ参上し、六ヶ村一同で、議論すべき印形のことをまた村方へ相談した。

三月十二日 宮田渡御林境を焼くお願いに行き、高山の草焼きをお命じになられた。各年のことと、随分用心いたし、茅野がお願いして世話を命じられた。各年穀留入用金割を催促に御蔵へ行つた。ただし、有賀から使いで廻文が来た。下筋から三沢、駒沢、今井、田屋で相談し、御代官様に願い出た。扶持方は四月から八月晦日まで

のところ、米の値段でください」といって、催促申し上げた。紺屋運上、御勘定所へ差し上げた。高山下草焼きをお願いした。

夫遣い使いつかい。

(35頁)

三月十三日 川除大御見分に、郡方山中三郎右衛門様、両角市郎右衛門様、五味藤左衛門様、御肝入の政次様、御下役龜三郎様、藤沢様が、茅野で朝食、大熊でお弁当、文出で夕食をとった。宮田渡様のお頼みのことについて、房右衛門が行き、六ヶ村一同で相談のうえ、申し上げた。

川除 堤防などの水害防止施設。また、その施設を造ること。

(36頁)

三月十二日 落。金沢まで川除大見分のご機嫌伺いに房右衛門、猶吉が行き、夜になって帰った。金沢で食事をとった。

(37・38頁)

三月十三日 宮田渡様のことについて、入用をどうするか、猶吉、廣八（で相談した？）

三月十四日 郡中廻りで、神宮寺村が弁当を組頭又兵衛、栄吉、又次郎に出した。祭祀は、御代官様、御代参様を坂口で出迎えて案内した。お帰りの際も皆様に坂口でお礼を申し上げた。村人足で大松明負い六人、合羽頭三人、歩き一人をあて、首尾よく済ませた。

御祭礼 西の祭

武器様 西の祭の行列のうち、御長刀、御持鑓など。

三月十五日 川除のお礼に廣八が行つた。御宝殿の材木は、四ヶ村が布屋半介方へ集まつて相談の上、願書で役所にお願いした。弁当を食べた。山見のため、吉兵衛様にお酒を進上した。御貸方御蔵へ、宮田渡様の年賦金の延期に伺つたところ、また証書を十七日に出して月末まで延ばしてくれと命じられた。夜に入り、御家老様への訳を申し上げ、二ヶ年分八十両の上納について申し上げた。廣八が行つた。

川除見分のお礼に猶吉が行つた。六ヶ村で、宮田渡様御貸方の延期で御蔵へ行つたところ、どうにか月末まで書状を提出する延期を願い上げた。廣八が行つた。矢澤吉兵衛様と布半で会つて、お酒を差し上げた。帰りに新丘衛茶屋でお酒と素麺を食べた。

(39頁)

三月十七日 御貸方御蔵への書面に役人中で帳印をして、三月末まで延期をお願いした。

三月十八日 貸方、宮田渡様、御勝手向お頼みについて、惣代太吉、龜松の二惣代が行き、

（高部村からは）房右衛門が行つた。祭祀の際、風呂敷包みの合羽一つが見つからぬ旨、村へ順に改め、当村にて風呂敷包みまで必ず送るよう申し上げた。

(40頁)

三月十九日 宮田渡様について、六ヶ村で弥平次殿方へ集まつて相談した。年賦金八十一両は引き請けるが、残り二百七十七両の保証はご勘弁いただきたいと願つたところ、土

橋左膳様がご立腹なされ、また二十一日に相談の上申し上げるとお話した。廣八が行き、その日は帰つた。

三月二十一日 宮田渡様のことについて村で寄り合い、また惣代を入札して又次郎、長次郎に決まつた。

三月二十二日 十九日の件について、房右衛門、太吉、長次郎がお引き受けするように申し上げて帰つた。

三月二十四日 役所へ扶持方帳に中印を受けた。御蔵へ行き、穀留入用割のお願いをした。

また御代官様へ願い出て、本丸で催促を申し上げ、いずれ「三日中には裁許がある」とのことであつた。宮田渡様の借金について、猶吉、銀次郎、又次郎が行つた。

(41頁)

三月二十五日 昨日の件について、六ヶ村の借金三百七十両をお引き請けした。六ヶ村一同に證文を下さつた。廣八、銀次郎、圓次郎が行つた。

三月二十六日 三月願いの面会に行つた。御蔵へ穀留入用の催促に房右衛門が行つた。

三月二十七日 勘定質米の證文お下げのことについて、猶吉、太吉が行つた。

(42頁)

三月二十八日 昨日の件について、宮田渡へ房右衛門、藤吉が行つた。

三月晦日 宮田渡の年賦金のことについて、御蔵への上納が難しく延期をお願いしたが叶わず、その夜村で寄り合いをして、四月一日の朝までに二十五両ほど上納できることになつた。穀留證文ならびに小手形への御中印願いに、御蔵へ廣八が行つた。

(43頁)

三月二十九日 御蔵へ年賦金二十四両を上納し、一村分を房右衛門が差し上げた。祝儀の支度をした。

四月一日 祝儀をした。

四月二日 宮田渡のことについて、房右衛門が行つた。

(44頁)

四月四日 宮田渡のことについて、猶吉が行つた。

四月五日 昨日のことについて、廣八が行つた。夕方に町御蔵へ行つた。

四月六日 三日のことについて、房右衛門、銀次郎、太吉が行つた。御蔵へ廣八が行つた。

御蔵へ猶吉、廣八が行き、穀留入用割の催促をしたところ、明日にするよう命じられたので、明日行くことになつた。

四月七日 宮田渡のことについて、今橋へ十六ヶ村が集まり、證文の下書きを下さつた。

ので、相談のうえ帳印をした。銀次郎、太吉が行つた。町御蔵へ房右衛門、猶吉が行き、穀留の催促をした。

四月八日 昨日の件について、御蔵へ催促をしたが、東御蔵から勘定がない（御蔵が計算することがない、という意味か）ようにと仰せられた。ただし、早朝にお宅へ参り、手土産に宇津茶半斤、錫を添えて惣代又次郎と廣八が行つた。明日九日には、調べて役所から通達があることを仰せになり、その日は帰つた。

宇津茶 内津（うつづ）茶のことか。尾張国内津産の茶。江戸末期に発刊された尾張名物集番付では、西の前頭二枚目に位置付けられ、御用茶として尾張藩へ納められていた。

四月九日 御蔵へ猶吉が催促に行つた。宮田渡借金の寄り合いで入用御調方へ差し上げるよう請けた。

四月十日 宮田渡から證文が渡された。

四月十一日 高山を茅野にするため下草を焼いた。御宝殿材木を伐採した。十日の晩、神之原に泊まり、十一日に山へ入つた。

高山 高部村小字名 現在の前宮公園のあたり。
茅野 かやの

（47・48頁）

四月十二日 御宝殿材木の伐採について、御奉行矢澤吉兵衛様、小買物忠次郎様御詰めの見舞いとして強飯二升、煮しめ重箱一つ、酒一升を持参して、猶吉が歩き人足一人を連れて行つた。ただし酒代は、神之原吉次殿が山で提供して、伐料で相殺した。小屋、道具かけ人足分を渡して切つてもらい、縄、藁まで頼んだ。榎木取りの分も残らず頼んだ。

ただし、神之原村方はこれで（作業）してくれるように渡した。

出し人足は、毎度二十四人をあててきたので、そのつもりで応じないと柳沢村作左衛門殿が訪問してきたので、猶吉が一人につき二百文ずつ渡した。

（49頁）

四月十三日 宮田渡様の借金について、御賄金の延期に六ヶ村の役人と廣八が行つた。百姓方に貸さないとお聞き入れにならなかつた。その日の相談で、甲州搗米金は、烏帽子の亀吉殿方へ、六ヶ村で十四日に金子を借りたいと頼みに参上して、相談に行つた。

烏帽子 富士見町烏帽子

四月十四日 守屋主殿様が御聟土産として、酒六樽を村にくださつた。四樽は若者に預いた。

守屋主殿様 守矢美延。神長官。

聟 婦（娘の夫）

守矢主殿様聟 守矢博実。假名 直記 号南壽。画を安芸の人安藤碧鳳に学ぶ。山水能くする。幕府旗本芝山 柴山左近弟。伊那郡金野村金野政之進長子、實延（主

殿）養子となる。天保十年卒十月十六日。二十六歳。

四月十五日 穀畠入用割の催促に御蔵へ廣八が行つた。殿様の御乗出があり、祝儀を進上

した。郡方様、御代官様へ錫を一連ずつ差し上げた。

四月十六日 穀畠入用割の催促に廣八が行つた。御宝殿の材木を御宮へ届けた。柳沢へ材木を渡して切つた。

四月十七日 御宝殿材木についてこの日も出した。御川除大奉行五味藤左衛門様、御肝煎

政次様、御足輕源之助様、勝弥様、孫右衛門様が下馬沢の土手の治水をしてくださつた。

四月十八日 宮田渡六ヶ村の寄合について、宮田渡惣三郎殿方へ集まり、六ヶ村で借方を

引き受け、所々へ事情を話しに行き、江音寺に引き込んだ。穀畠入用割金を御蔵から受け取つた。

四月十八日晚 守矢様がくださつた酒を村中で集まつて飲み、藁子一束を村中へ配つた。

江音寺 瑞雲山。臨濟宗。諏訪高島藩家老の千野家の菩提寺。諏訪市豊田有賀。

（51頁）

四月十九日 宮田渡様のことは猶吉と惣代亀松が行つた。村の貸借金を勘定した。

四月十四日 守矢主殿様の養子の祝儀として、酒一樽、鯉一本を村から進上した。若者から守矢主殿様へ祝儀として鯉一本を進上した。

四月十八日晚 守矢様がくださつた酒を村中で集まつて飲み、藁子一束を村中へ配つた。

くより 配り

（52頁）

四月二十日 穀畠入用割お下げにつき、皆様へお礼を申し上げた。

土佐節 土佐国から産出される鰯節。品質の良いものとされる。

（53・54頁）

四月二十一日 穀畠村方の入用割を惣代武八と役人で諸勘定した。三両、房右衛門から借入した。三分一朱と四分三厘九毛を村から借りた。御宝殿材木を届けた。神之原、山田、

田沢、高部の四ヶ村の役人でお札を済ませた。材木を届け、二十四人分、一人につき一百文四貫八百文を柳沢作左衛門へ払つた。宮田渡様の借金について江音寺へ両村でお引き受けした。神宮寺村久三郎殿に頼み、五月十五日までの延期をお願いした。

（55頁）

四月二十二日 宮田渡様の搗米のことで、烏帽子亀吉殿が来たので役人一人ずつ町へ出るよう命じられた。勘定帳の内見に入り、五左衛門様へ進上した。

四月二十三日 早朝廣八が町へ行き、萬屋甚左衛門殿方へ甲州搗米、隠居様ならびに烏帽子亀吉が参られたので、六ヶ村の役人が一人ずつ参上した。その日は対面せず、舟遊びをしたので、その夜は萬やに泊り、二十四日の御家老様出張について相談のうえ、亀吉と対面した。金子二百両を貸してくれるよう申され、萩原権介様に印鑑をくださるよう六ヶ村で願いに行つた。二十四日の夕方に廣八は帰宅した。

萩原権介様 萩原権輔。御櫻脇千野家家来。（諏訪史料叢書「十一卷」藩譜私集一（p.

一七 千野将監貢壯（櫻脇）

四月二十五日 川除けのお礼に役所へ廣八が行つた。

四月二十六日 新座鋪様、分米買い納めのこと、厳しく命令されたので延期をお願いした。

四月二十七日 勘定帳を仕立てた。

四月二十九日 新座鋪様、分米の内金子三百両を差し上げた。

(57 頁)

五月一日 御作事屋御用調上のことと廻状が来て、義兵衛と廣八が当たつたので、房右衛門と廣八が説明をした。宿町で食事をとり、芝居見物した。

五月四日 歩割役所へ宮田渡借金の入用調べに行き、御改を受け帳面を差し上げた。節句のお礼に郡方様、御代官様へ鰯を一連ずつ差し上げた。入山口明けの順達をして、五日節から八日前と取り決めた。

五月五日 宮田渡様へ節句の祝儀として干たら一枚を差し上げた。若旦那様の初節句のため酒二升に干肴を付け、お祝いを申し上げた。岡村御中間様が御触御用のため夜食をとりになった。米見嶋藏様へ穀留のお礼に三人で行き、鰯節二つを進上した。

節句 五月節。芒種(二十四節気)。天保六年の芒種は五月十一日、その八日前は五月三日。

(58 頁)

五月十日 下諏訪の馬場弥八郎様へ穀留のお礼に廣八が行つた。鰯節二つと地蔵寺仏のお供え七袋を進上した。

五月十一日 馬場山の口明けを御家老様へ願い上げ、例年通りとなつた。

(59 頁)

五月十二日 馬場山口明けを申し、田植えも始まつた。宮田渡様の借金は、江音寺へ久三郎殿、源介殿に頼んで書付を遣わして、十五日まで延期をした。なお、久三郎殿へ江音寺、法華寺が催促し、約束通り十五日に必ず返済すること、延期はできないこと、または地質を入れるか仰せられ、相役中で話したところ、十三日の晩に村中で集まり、相談することにして帰つた。

法華寺 鶯峰山。臨済宗。諏訪市中洲神宮寺。

五月十三日 昨日のことは、神宮寺村久三郎殿方に歩きと又次郎を派遣した。役人が行くべきところを、金策に走り回っているので、歩きが行くことになつた。田植えの時期であるため、晩に集まり村中で相談をして、金を用意することになつた。

(60 頁)

五月十四日 昨日の金子は、安国寺村惣左衛門方へ無心に行つたところ、聞き入れてくて貸してくれることになつたので、夕方に太吉と廣八が伺つた。金子十六両一分を借りて、利子は月一割で約束をし、十月二十日までには必ず返すように申された。

五月十五日 昨日の金子は、有賀村江音寺様へ、宮田渡村の又兵衛殿と三郎殿、高部村の猪吉、廣八の四人で返済をして證文を取り戻した。久三郎方へ酒切手で一朱をお礼に

渡し、法華寺と源介殿へも一礼申し上げた。搗米小林小太郎殿から金子二百両を借りるため、鳥帽子村の亀吉殿が町へ行き、證文を作成して金三百両の借り入れを決定した。

搗米小林小太郎殿 弘化三年七月八日(明治三十一年一月四日)。明治時代の豪農、政治家。貴族院多額納税者議員。幼名・仁造。甲斐国巨摩郡春米村で小林常八の長男として生まれ、本家・小林八右衛門の養子となり、明治元年家督を相続し小太郎と改名。養家は領主田安家の奥番格で郡中惣(総)取締を務め甲州一の豪農といわれた。(年齢的に前の代か)

(61 頁)

五月十六日 昨日のことを六ヶ村へ廻状を出した。

五月十七日 先日のことについて、搗米からの借入金證文の印形を相談し、二百両の借入で決定した。町へ廣八が行き、井出様からお茶をいただいた。

(62 頁)

五月十九日 天竜川の切り広めの入用割、穀留入用割、郡中割の寄帳を仕立て、改め請帳を惣代武八と役人三人で割つた。

五月二十日 御未進の催促は、北久保矢嶋富右衛門が延期のお願いをして帰つた。

北久保 茅野市玉川北久保

(63 頁)

五月二十三日 御宮御普請について、久三郎殿方に十六ヶ村が寄り合い、御宮建前は八月の予定のため金子百五十両ずつ、扶持米として十四ヶ村に遣わし、相談を決定した。

五月二十五日 御宮の勧化について、下諏訪の村々へ十四ヶ村の役人が手分けをして六ヶ村の役所へ酒を一樽ずつ進上に廻つた。東堀で落ち合う約束が、夕方になつたので下諏訪に泊り、二十六日に帰つた。

(64 頁)

五月二十六日 御堂壇外村の宝淨殿十王堂再建について、造作勧化帳を持参して、役人名面、世話人名面とともに残らず、揃帳の作成を始めた様に言われたが、所々へ配つて行き、かわりの事があつたので、神宮寺村久三郎殿と相談して、その上で相役との相談のうえ、帳を作り始めた。

(65 頁)

五月二十七日 宮田渡様の搗米について、小林小太郎殿から二百両を借入に行つた際、六ヶ村の役人・惣代一人ずつ集め、御世話人・御一家様方が集まつた。井手宗順様がお出でになられた。

もりくじ 篓引の一種か

井手宗順様 室諏方左馬助頼万女、先室両角外太夫政在女不縁。家督(文政二)、御匙(同五)、奉職隱居(天保十二)、(丸山一件略)、卒享年七十六歳(慶應四)。(諏訪史料叢書二十三卷藩譜私集十(p.二九))

(66 頁)

五月二十八日 宮田渡にて、世話人へ證文を出し、印形をした。御宝殿の材木見分を御宮で済ませた。

五月二十九日 金子十六両二分の借金を安国寺村惣左衛門へ返済した。廣八と太吉が行つた。

（67頁） 六月一日 宮田渡様御勘定を差し上げた。御同所のことについて、六ヶ村で高部村薬師堂へ集まり、割をした。方々へ返済をした。また、八月の上納として三百二十両利金二十両、無尽方十五六両の払い残し金は、村々で預かり置いた。

（68頁） 薬師堂 高部村の神長官守矢邸と大祝家墓地に隣接する場所にある堂宇。諏訪百番所三十四ヶ所中二十一番。神長官の本地仏は薬師如来であつたため、もとは神長官家のものだつたが、元文三（一七三八）年から高部村のお堂になつたという。

六月三日 何石衛門様が、宮田渡の借金について質米を催促した。御家老様へ度々参り、泰助様が御挨拶した。

百々 どど、どど。 度々（たびたび、しばしば、ひんぱん、しげく）。

（69頁） 六月四日 田沢、丸山、神之原の役人衆が集まり金子割を調べた。

六月六日 三ヶ月調を行い、惣代又次郎、長次郎、役人三人、歩きの富左衛門の六人が認め、宮田渡様の借金について、村惣代の出た日、歩米ならびに弁当代の調べを受け、書き上げた。また、御宝殿材木の出し人足は古役房右衛門が古帳扣を見つけていたところ、泊り二人ずつ、一人につき四升役のこと、四十八人、合計三石八斗四升を御調方へ書き上げた。夜間までかかつたので夕飯をとつた。

夕間 ようま。 夜間。

（70頁） 六月十日 高山金鼎羅様のお祭りに村中で参詣して、酒二升、かつらもみ大根、味噌を肴にして御造酒を開けた。

六月十六日 六ヶ村の勘定で年賦一年分を猶予してもらおうとしたところ、残らず勘定を出すようにといふことだつたので提出した。しかし、その時願い出たのは年賦金、出し越しの分、利息、搗米入用を収納米で下さることで、これを御家老様が承諾した。

（71頁）

六月十六日 御家老様が、病気。

御家老様 土橋左膳

六月十七日 昨日の件で、夕方に房右衛門と廣八がお悔みに伺つた。

六月十八日 葬儀について、村中でお見舞いの役として人足を一人あて、そのほかの出払いに、町御寺送り、駕籠四人、道員、持ち六人を送つた。氣多茶一斤のお遣い物があつた。

氣多茶 信州で大量に取引されていた静岡産の高級茶

六月二十日 虫祭りは村中で寄り合つて定式の通りに行つた。如法院様のお頼みの大札・小札に、定式のお礼酒五盃と紙一疊分の錢を上納した。村中の祝い酒は、酒二升と肴百二十四文くらい、溜り、酢、大根おろし、薪二把、茶三合の勧金を集めると相談して決まつた。下諏訪の勧化の話をして近隣の村と比較することになつた。

虫祭り 稲虫祭りともいう。松明を焚いたり、鐘太鼓を鳴らして隣村へ虫を追い出す。行う日は、新暦だと六月下旬から七月上旬である。

虫祭り 稲虫祭りともいう。松明を焚いたり、鐘太鼓を鳴らして隣村へ虫を追い出す。行う日は、新暦だと六月下旬から七月上旬である。

（73頁）

六月二十三日 宮田渡様、春日様お祭りは例年通り酒一升と干物を差し上げ、お酒と強飯をいただいた。廣八が松本へ行つた。

（73頁）

六月二十五日 六ヶ村買い納めが皆済んだと以前からお言い付けになられ、年賦金一ヶ年を押したいと申し上げたが、申年から利分を下げてくださること、御役人様から確かにお言い付けになつた。

（74頁）

六月二十九日 郡奉行様、二本役牛山彦左衛門様、諏訪右近様へ、御役御祝儀に廣八が行つた。暑氣見舞に鰯一連ずつ、合計四連を差し上げた。御代官様へも一連差し上げた。宮田渡様へ暑氣見舞に切り餅を差し上げた。御家老様へ御日永見舞と暑氣見舞として砂糖生姜漬け百五十文分を差し上げた。干物一連は矢嶋泰助様へ差し上げた。

御日永見舞 初七日までに、亡くなつた人の遺族を見舞うこと。お寂し見舞い。

六月晦日 あちこちで盗賊が来ているので、巡回に足輕様三人がお出でになり、厳しく気をつけるよう命じられ、茶菓子を出した。

（75頁）

七月一日 御宝殿材木の役の入用割について、神之原村に五ヶ村が集まり割をした。役人惣代として又次郎と太吉が行つた。

（76頁）

七月七日 宮田渡様へ節句のお礼として鰯一連を差し上げた。御家老様、泰助様にも同じく差し上げた。盆札とともに房右衛門と猶吉が行つた。

七月八日 郡方様御役所から上金子・宮田渡・高部・安国寺・中河原・新井の役人一人ずつ参上するようとに廻状が來たので、房右衛門が行つた。奥女中の詮議に六ヶ村を呼び出してお尋ねになつた。村々が精々務めて差し上げるなどのこと、給金二両、扶持米四俵、茶料ひと月百文ずつくださることだつた。着物は籠物でもよいとお言い付けになつた。

（77頁）

七月十日 御奉行様が巡回。盗賊が入り込んでいるので用心するよう厳しくお言い付けに

なつた。茶菓子、餅三十、砂糖三十二文を差し上げた。虫祭りの相談をして、想定より虫が出来たのでまたお祭りをした。御蔵方御仕法書書物が郡中を廻つたので写しておいた。

七月十一日 虫祭りを行つた。如法院様に初尾二百文と紙一疊を進上し、大札をくださつた。

(78頁)

七月十二日 再び虫祭りのお願いに、御調御役所が開いていなかつたので、諏訪民之進様の御宅へ行つてお願いをしたところ、お聞き済みくださり、定式の入用割を超えないよう言い付けられた。郡方御役所へ願い上げて許可された。盆の祝儀、お札に郡方様二ヶ所と御代官様へ鰯を一連ずつ差し上げた。御目附様、御足軽様がお出でになり、湯の脇に一人参上した。これは、平兵衛方に他所のものが宿泊したので役人が見回つたためであり、同じことが起きないようすること、もし同様のことがあれば踏み込んで詮議するので心得ておくようにと、厳しく申し付けられた。

(79頁)

七月十四日 ことのほか日照りが強い。

(80頁)

七月十七日 薬師堂の掃除、草取り。

部歩。あるき。

七月十八日 薬師やきめし。御射山御小屋道具の割付を村中へ知らせた。とば出し人数は八人。中河原で出火し午前二時ごろに出払いがあり、下組役人と猶吉が行つた。

とば 苦(とま)。藁を編みぬかるみ等へ敷く延。

夜八ツ時分 午前一時頃

(81頁)

七月十九日 例年薬師祭りの焼飯の数は百八十三で、重箱二重は两家(神長官守矢家と擬祝伊藤家のことか)へ遣わした。若者頭は、入札を一年かわりにしている。薬師堂にて酒二升、肴は瓜の三本味噌にて呑んだ。若者頭の入札は圓次郎、松治郎が落札。天気が良くなりがたい。

やきめし 焼飯

若者

両米 餅白米一斗 白米一斗。

うり 瓜

(82頁)

御止 おやめ

七月二十一日 用事があるので役人一人が御屋鋪へ参上。三俵御先米のうち二俵は御射山の御用のため横内水車屋孫左衛門へ附け送りした。

七月二十四日 御射山御小屋掛について、御奉行様金子宇源次様、御出合羽持兼役人の内、

猶吉が行つた。

宮田渡様、神楽所の金の利息を二十五日までに上納することについて、延期の願いを六ヶ村で朝から相談したが、山田又吉様へ、延期のお願いに行くよう仰せつけられ、田沢の仲右衛門様、神之原の吉五郎、高部の廣八が行つたが又吉様が不在だつた。そのことを申し上げると、また四日に六ヶ村で高部村に集まり相談のうえ、八日までは難しいといふことになつた。原山御小屋掛定日。

(83頁)

七月二十五日 風祭りをすると触れがあつた。二十三日に山田又吉様へ伺つたときに田沢、高部、神之原の役人で、夕方に新兵衛茶屋にて食事をとつた。

風祭り 秋の収穫前に大風が吹くのをおそれ、風を鎮め、豊作を祈るために二百十日

(旧暦)で七月十七日から八月十一日頃、二百一十日や八朔の頃行われる祭。

七月二十六日 御射山登り祭りは、宮田渡様がお出での際坂口にて役人がお出迎えした。お下りは二十九日で、両日出向くのが定式である。御射山御祭礼の御引馬一頭を宛てて、もう一頭は原山までの村伝馬荷物の附け送りに宛てた。

(84頁)

七月二十九日 御射山御祭礼のお下り馬として一頭を宛てた。高部村の傳馬一頭は荷物を附けて下り、村に宛てた。

七月二十七日 原山御小屋へ機嫌伺いに行つた。例式の団子一升を進上し、廣八が行つた。尤も旦那様は不在だつた。郡中廻りを命じられ、神宮寺村へ泊り、村々が参上した。組頭の栄吉 太吉が行つた。

(85頁)

七月二十八日 猶吉の退役願いが叶い、入札に行つた。三浦様若旦那が亡くなつたためお悔みに清明香三把を進上しに房右衛門が行つた。

七月二十九日 宮田渡様が御射山からお下りになり、坂口でお出迎えのため役人が参上した。年寄の入札を金井友作様へ上申した。御宮勸化金は山連中へ遣わして、残りは来年四月まで、残して借入する。栄吉殿が一両二分、利分二朱を添えて返済。

金井友作 鹿人

(86頁)

閏七月一日 年寄札、高札は宮田渡御役所から長次郎へ仰せつけられたので、房右衛門が長次郎を召し連れて行き、お請けした。

閏七月一日 年寄役が替わることについて、お請けのため房右衛門が長次郎を連れて参上した。郡方様、御代官様へ鰯を一連ずつ差し上げた。

閏七月四日 陽気が良いので五日に祭りをすることを村中に伝えた。

嘉蔵様 金井嘉蔵 丹後

(87頁)

閏七月七日 御宮の普請は、八月建前につき、十六ヶ村で神宮寺源介方に集まり相談をした。長次郎が行つた。御作事屋へ助之丞を宛ててくださつたが、遠方のため申し開きをして、桑原山と御糸子土蔵の両所に廣八が行つた。

閏七月九日 熱田御師が片倉村からやつてきたので、帳面に拾足と印をしたが、初尾五十文と勧進、修復料十二文を遣わして、人足一人を付けて送つた。

（88頁）

閏七月十日 二百十日、天気が良く、田沢で相撲があつた。

閏七月十二日 宮田渡様が石を、うとう沢から二つばかりお取りになられたので、お断りした。

（89頁）

うとう沢 磯並社の上、静香尊のある沢。碧石（鉄平石）が採れた。

閏七月十三日 磯並御宮の社壇の上に乞食が倒れ臥せつていたので、役所へ願い出た。

（90頁）

閏七月十四日 磯並御宮取片付、地形五右衛門様、掘土入替人足を神領村から十五人出した。御奉行山口盤藏様がお出でになり、弁当とお酒を差し上げた。例年通り明後十九日に小飼峠の道づくりをするので、各自で鍬、持籠、鍬を持参して、峯境に六時に集まる

よう申しつけがあつた。今年は大雨で道が荒れでいることを心得ておくようにとのことで、廻状を順達した。なお、雨天延期。

高役 領主や百姓の知行、持高に賦課される労役。

小飼峠 安国寺から杖突峠へ通ずる峠道。

もっこ 持籠。藁筵や藁縄を網に編んだものの四隅に繩をつけて棒で担つて運ぶ具。

加持 かち かぢ。三本歯の鍬、堅い所を掘るのに使う。

六つ時 午前六時、もしくは午後六時。

（90頁）

閏七月十五日 大熊村で狂言があつた。

閏七月十七日 菊池八郎様から廻状が来た。江戸五ヶ年の年季が明けたのでお目見えに房右衛門が芳松・忠助・善蔵の三人を連れて行つた。

（91・92頁）

閏七月十九日 殿様御着城。今回は上州を通り上田から浦野、保福寺を通過し、閏七月十

一日に江戸を御出立され、十九日に着城された。お出迎えは湯の脇石割場に、先例の通り西筋村々の役人が揃つてお迎えした。東筋も同じ場所であった。

（93頁）

閏七月二十一日 神宮寺村で狂言があつた。

閏七月二十三日 神宮寺村の狂言に、村役人を一分遣わして、酒一升五合ほど棧敷にあげた。

（94頁）

閏七月二十四日 西御丸姫君様が誕生になり、名前が千恵姫様であるので、同名は変え

るようとの廻状が来た。明後二十六日に杖突峠の道づくりをするので人足、鍬を持参して六時に集まるようにとの廻状が来た。

千恵姫 德川家慶八女。夭折。母は側室殊妙院（筆）。幕臣・稻生正方の娘。

かぢ 三本歯の鍬、堅い所を掘るのに使う。

（95頁）

閏七月二十五日 川除見分に五味藤左衛門様、御肝入政次様、勝弥様、源之進様、孫次様、御仲間増吉様を廣八がご案内しに行つた。

（96頁）

姫宮土手 茅野市安国寺。現在のひめみや池公園のあたり。

（97頁）

閏七月二十六日 峠道作りをした。廣八が行つた。

閏七月二十八日 御賄様へ宮田渡の借金神樂殿分の利息二十四両を上納した。薬師入仏。

（98頁）

閏七月二十九日 法華寺薬師堂の入仏見舞として、旦中一統で祝儀一朱を遣わした。峠の追い払いの際の宿泊代四百文を進上した。

（99頁）

八月一日 村中で両社お礼参りに行つた。八田屋へお礼に二百文を遣わした。

八月一日 峠から他所への出穀を留めるよう、役所から命じられた。他所値段などを聞き合つたりしたものがいたら、残らず役所に訴え出るよう厳しく仰せつけられた。この時

の米の値段は十両のため、十六、七俵くらいであった。長次郎が行つた。

八月三日 御作事御用の調査があり、廣八、義兵衛が指名されたところ、義兵衛が江戸から帰らず、廣八が村役を勤めた。房右衛門が退役願いを申し上げた。

（99頁）

八月四日 入札を差し上げ、又次郎が落札されたと仰せつけられた。

八月五日 （又次郎を）召し連れてくるよう命令があつた。

八月六日 又次郎が年寄を請けに来た。お礼に宮田渡御屋鋪様・御家老様へ鰯、泰助様・

嘉蔵様・友作様・佐兵衛様へ干物二連を進上した。廣八と又次郎が行つた。

（100頁）

八月八日 檢見について下見をしたいと宮田渡様へお願いした。

八月九日 郡方役所へ役人が印形を持参するようにと廻状が来たので、長次郎が行つた。

穀留を仰せつけられた。印鑑を受け取つておいた。

（101頁）

八月十日 宗二郎殿から借金七両一分一朱と一匁四厘を残らず受け取つた。同人から借金三分の二分一朱と一厘六毛が残らず返済された。

片倉村から使いの忠次郎殿が参り、役元から、不作のため次の荷人足は留めたいのでその地で御継を遣わされてもお断りすることを心得ておくようにとの伝達があった。片倉村役元から当村へ使いの者が参り、不作のため内山年貢地へ栗拾いに入らないよう十二ヶ村に触れを出すように申された。

(102頁)

八月十一日 穀留小屋を主膳様が土手境に西沢へ掛けた。縄六房、人足三人で、藁四把を遣わした。

八月十二日 下諏訪神樂殿へ世話人が行き、十七日の太々神樂執行の勧金について、村金にて三分を寄附した。

(103頁)

八月十四日 内検を村中出払いを行つた。今年の秋は特に不作で、水口など半分立てるよう、残り分もすくみが多く、相談のうえ内検をして帳を差し上げた。

(104頁)

八月十五日 内検、畠歩調をした。惣石衛門、長八、猶吉の役人三人が入札にて頼み、検見をした。

八月十六日 十五日と同様、帳調を行い、惣代が集まつた。御宮の柱建て初めをした。

(104頁)

八月十七日 下諏訪御神樂所、太々神樂の御執行寄附は三分を村中で進上した。廣八が行き、神酒、強飯をいただいた。

代々 太々か

八月十九日 水車屋改め、棒手振、小見世、商いの御改めで、平林忠次様がお出になられた。そこで弁当を食べ、お酒も出した。

内検。御家老様から御屋鋪へあげ、泰助様へ内見が入つた。

(105頁)

八月二十日 三月願いについて、今年の八月から来年三月晦日まで、九人を江戸稼ぎに出したいとお願いした。又次郎が行つた。宮田渡御屋鋪様からきのこ狩りにお出であそばされ、昼頃から三の丸花火の合図お聞きになつたので、その日は山からすぐにお帰りになつた。御川除御奉行様が茅野にお泊りのため、中河原と安国寺で弁当をとり、取翻川の普請に下されるので、役人一人が詰めた。

取こぼし 取翻川。河川が満水になつたとき、水を外の川へ放流するためにつくられた。

わく 枠

(106頁)

八月二十一日 役所へ又次郎が行つた。差し紙があり、小平源二郎、河内屋長左衛門、龜屋善左衛門が、醤油を他所送りした。源三郎と善左衛門は百駄、長左衛門は五十駄を仰せつけられた。

八月二十二日 検見のため、矢嶋泰助様へ帳を差し上げ頗つておいた。お願いについて、真綿一分を差し上げ、小田切佐平様には真綿一分を差し上げた。廣八と長次郎が行つた。

(107頁)

八月二十三日 大検見で、諏訪民右衛門様と松田源左衛門様が田辺村で朝食を取つた。両角物兵衛様と小岩又六様は有賀村で朝食を取り、福島舟戸までお迎えに参上した。又次郎と長次郎が行つた。宮田渡御屋鋪で御女郎様と御新座鋪様がきのこ採りにお出であそばされ、酒八升を献上した。

小岩又六様 天保三辰四月再外様 同六未九月四日御取次 同十四卯四月奉願隠居。

(『諏訪史料叢書二十四卷藩譜私集二十』(p.五四六)

御女郎様 諏訪内蔵助頼壽嫡女ソノ。千野貞^ノ養女。松平藩年寄近藤三左衛門室。

御新座鋪様 天保十年卒。秋窓院。

(108頁)

八月二十四日 馬改め、三井新吉様がお出でのため、中金子村役元へ参上した。菫子二袋、下役様ともに百文分を差し上げた。今年は持ち馬が一頭もいなことを申し上げ、書面を進上した。

馬御改 馬門。御厩方^がが廻村し一歳馬を調べ、藩で採用する馬を確保(御留馬)、そ

の他の駒は上中下に格付し売買を許した(御払馬)。このとき御払馬のたてがみを

少し切つた。農家の大きな収入になるので、御厩方^が三井新吉へ大層な接待がされた。

三井新吉様 御厩方(御目見以下)。十四俵^う人半扶持。文化年間分限帳(実は天保年間分限帳) (p.一三三)

八寸 会石料理で杯事の酒肴をいう。また、それを載せる八寸角の折敷(おしき)。

問 (『諏訪史料叢書三十三卷分限帳』(p.一三三)

八月二十五日 検見のお願いをしたところ、二十六日にお出でになることを仰せつけられ町買物に紋弥殿を遣わした。鰯、鮒を買つた。

(109頁)

八月二十六日 検見として、矢嶋泰助様と小田切佐平様、御供の神戸平七殿、役人物代三人、料理人三人が来て、筆数百五十一筆になり午後二時過ぎには終わつた。終わりに夕飯を差し上げた折に、雨宮太兵衛様と五左衛門様がお出でになつた。

八つ時 現在の午前二時頃 または午後二時頃。

八月二十七日 例式のお礼に、矢嶋泰助様と小田切佐平様へ小麦三升を差し上げた。

八月二十五日晚 大検見様が夕飯過ぎに、神宮寺村から安国寺村へお越しになり、人足十人を宛てた。諏訪民右衛門様と松田源左衛門様も坂口から案内して安国寺村小安までお送りした。

小安 子安。諏訪上社前宮の子安社周辺か

八月二十八日 大検見 有賀源兵衛様と小岩又六様が大熊村に宿泊のため、(機嫌伺いに廣八と長次郎が行つた。

(110頁)

八月二十九日 大検見、有賀様と小岩様が茅野村で朝食。子易までご案内して荷物次の人足七人でお送りした。愛宕山福寿院の御祈禱御札、御守りをいただいた。今日は御初尾に寄り、神宮寺村役所へ二百二十一文を遣わした。

子易 子安 諏訪上社前宮の子安社周辺か。

八月三十一日 御扶持方、御中印は定式で請けた。穀の扶持方くださり、書類を差し上げた。

郡方様が留守のため、また出てくるように仰せになった。宮田渡様へ又次郎が行き、搗き米附け送り米が不足のため、物代が減少するよう頼むた。九月一日 三ヶ月調を役人と物代長八、房右衛門が行つた。

九月一日 昨日同様、長八、房右衛門が三ヶ月調をした。

九月四日 町役所へ三ヶ月調帳を差し上げた。郡方役所へ定式の穀留御扶持方の書類を差し上げたが、検見はなく、再度差し上げて御改御印を受けて、御蔵へ差し出した。鳥帽子の亀吉殿のところへ又次郎が行き、甲州搗き米、借金年賦のことについて、不作のため、不足米の減少を頼み、世話人五人が行つた。

九月四日 町役所へ三ヶ月調帳を差し上げた。郡方役所へ定式の穀留御扶持方の書類を差し上げたが、検見はなく、再度差し上げて御改御印を受けて、御蔵へ差し出した。鳥帽子の亀吉殿のところへ又次郎が行き、甲州搗き米、借金年賦のことについて、不作のため、不足米の減少を頼み、世話人五人が行つた。

九月五日 泰助様へ検見の引目録のお下げ願いに廣八と長次郎が行つた。

九月六日 昨日の帳下げの催促に又次郎が行つた。穀留入用割をした。物代房右衛門が行き、書上帳を別に差し上げた。

(113頁)

九月七日 検見帳を下げるお願いに物代房右衛門、長八、猶吉が行き、引割目録帳をいただく。夕に村中で相談し再願するよう村中で申されたので、八日の朝に廣八と長次郎で矢嶋泰助様へ酒二升を上納してお願いしたが叶わず、八日に鎌入れして茹取りをした。霜が降つたので殊の外霜が立つていた。

九月八日 稲刈りを始めた。検見の引割は、筆数百五十三筆にて、二十七俵二斗程引いてくださるよう再願したが叶わなかつた。

(114頁)

九月九日 三ヶ月調歩帳をお下げくださる。穀留入用を調べた。宮田渡様へ節句のお札に鰯一連を御家老様へ、泰助様へは干物を差し上げた。高山作右衛門様が大目付役になられ、祝儀に鰯一連を増喜から持参して上納した。穀留御扶持方帳の證文は中町吉介殿に頼んだ。

(115頁)

九月十一日 両角惣兵衛様が御用入役を仰せつけられた。高山作右衛門様が大目付役を仰せつけられた。

高山作右衛門様 文政八西九月御節戸、同年七月家繼、同九戌三月有故御役御免外様

被仰付、同十二丑八月御取次役御取次御近習次第不同。天保八未九月四日大目付宗門奉行(天保七申八月甲斐騒動之節一番手、郡奉行所出役、類焼依常分志賀七右衛門満禎屋敷仮住居)同十二子二月十二日郡奉行御林方、同十三寅十二月廿四月物頭格長善舎掛(省略)〔藩譜私集二(P.一九九)〕

九月十三日 秋中場で、当年は不作により米の値段は十六俵くらいである。

(116頁)

九月十六日 宮田渡様の無尽について、六ヶ村の役人と世話人が残らず集められ相談をした。その日は晩までいたが一向に相談できず、廣八が行つたが帰宅した。

(117頁)

九月十八日 殿様が御遠馬のため、安国寺村までお乗りあそばされ、坂口に人足九人を宛てて御馬の口を取り安国寺から直接お帰り遊ばされた。

(118頁)

九月二十一日 村で寄り合いをして、湯立ての日を十月一日に定めた。もつとも当年は作のため、御造酒、甘酒を相本社で祝詞を上げ祈願することにした。高山の茅の入札も同日に決定した。

(119頁)

九月二十五日 御宮御棟上について、相談して十四ヶ村で神宮寺役所に集まり、投げ餅は一村につき米二俵ずつ搗き、三文餅くらいに取り、俵へ入れて村の若者が寺町の内で扱うよう相談した。棟上は二十八日に本祈願を行い、十月九日にお祭りをすることに決ました。下筋、上筋十四ヶ村の内四人ずつ触れ参つた。

か津義 担ぎ
家弥 屋根
上下 担

(120頁)

九月二十六日 昨日と同様、長次郎が行つた。

九月二十八日 御宮の棟上げの相談に十四ヶ村が集まつた。棟上祭式は吉日に祈願し、大祝様をはじめ一社中で棟梁本祭りを十月九日に定め、一統が他所までも参るが、神無月のため、九月二十八日に本祈をすることになった。役人、古役組頭、世話人は袴を着用して神前に詰めること、お供え投げ餅は十四ヶ村中一村二俵ずつ用意し、余分はあるべく出ないようにすること、若者中に半纏手ぬぐいを揃え、押し合い担ぎ投げるようにして神前に詰めること、場所はくじで神樂所の屋根になつたこと、神前供え飾りは大頭にて取り置き、村方で取り帰つてお供えすること、御造酒は下宿でくださること、袴着用の者には弁当を出すこと、これらの事を書きつけて村々へ伝えること、投げ餅の紅には上に字を書いて印をすること、投げ餅には上宮と打ち付けることを相談して決めた。廣八と又次郎が行つた。村方勧化をした。米の数は一石一斗余り出来た。

九月二十九日 川浚い高役金は一分二朱と二匁一分一厘となり、御蔵へ上納した。長次郎が行つた。

十月一日 例年は村の御湯立てをするが不作のため、甘酒と御造酒のみを御宮にて御湯立てした。天気が良く、相本社でにぎやかにお祭りを行つた。相本の御酒は、村中一統で相談して、村金もできたため、熊野堂、阿弥陀畠、相本を請け返すために相談をした。太吉殿、又左衛門殿に無心をしてくれるよう一統で進言したので、役人三人で一日の晩に両所へ行き、無心をした。

十月一日 御湯立て諸勘定をした。

十月三日 當引入用割は、惣代房右衛門、長八、猶吉、役人三人で割りをした。もつとも、入用錢割にして、一石につき一貫四百八十二文割、歩米の分は別にした。出来なかつたので夕なべになつて漸く終いとなつた。

(122頁)

十月四日 高役金割帳の調べを請けた。穀留入用割は下帳を下げてくださつた。又次郎が行つた。

十月五日 宮田渡御手代の俊左衛門殿からの借金押米三千俵のことについて、御蔵へ呼出があり廣人と長次郎が行つた。御代官様は、昨年十一月上旬までの返済の書き付けを調査し、地頭所から済んでいることは聞いているが、押米も地頭へ渡して去年の分は完了するようこと仰せつけられた。

持続 地頭所・神領役所または藩の役所。

(123～126頁)

十月六日 御宮お供え投げ餅用の米を洗つた。一石八升ほどの米が集まつた。

十月七日 御宮お供え投げ餅の準備は、若者たちで午前四時から餅を搗いた。一升四十くらいたいにした。昼食と酒をいただいた。祭りの順達が来た。

明け七つ時 午前四時

きつしん 辰の日、時、吉日。

下宿 若者の組織

順達の内容：式は次の通り。

・ 蒔餅は正六つ半時（午前七時）に到着してください、場所は定めの通り。村印を立てること。もつとも、案内があつた所へ詰めてください。神供え餅のうち一匁（匁かます、藁むしろを一つに折り、左右両端を縄で綴つた袋）ずつ木札をつけ、神前へささげてください。

・ 蒔餅は当村からその場所へ持参するので、御世話ください。

・ 時き方は、餅と錢と一緒に時くか、または錢は先にするか、面会して相談します。

・ 蒔く時刻は、螺貝（らばい 法螺貝、ほらがい）を吹いて知らせますのでなるべく静かにして怪我がないようにしてください。兼ねてから相談した通り、なるべく静かにして怪我がないようにしてください。

を着用してお越しください。

・ 各々でお認めのことは、指示次第で取り込むので切手を渡して、神宮寺客殿で進上します。遠慮なく指示ください。

・ 若者たちへは神酒一樽ずつ下宿へ進上いたしますので、よろしくお取り計らいください。

・ 棟上げ勤行中、当役、古役、世話人で神前に詰め、席を案内します。惣方の神式が済み、その向々へ世話いたします。皆さま残らず神前へお詰めになられますよう、名主中が指示されても残らず並んでから御神酒を頂戴してください。

・ 下宿の割合は次に村々の名前、下に書印を差し上げます。ご承知ください。余りは面会のあと叶えます。

(127頁)

十月八日 御棟上祭式について、御宮へ役人が見舞いに行つた。

十月九日 御棟上祭式があり、神前へ十四ヶ村の役人、古役、組頭が袴で詰め、御神酒をかわらけ、へぎで頂戴した。名主廣八、年寄又次郎・長次郎、古役義兵衛・猶吉、組頭佐之吉・栄吉が袴を着て行つた。蒔き餅のお供えは一餡一斗くらいにして、神前へ供え、村方へ引き取り、村中で投げ餅を一軒へ二十ずつ添えて配つた。呑入りの俵と供え物を神楽殿脇から投げた。若者の半纏を揃えた。もつとも、若者頭は袴羽織で、残らず出した。御宮から御神酒一樽をいただき、村方で披いた。

かわらけ 素焼きの杯

扁キ 折 へぎ板で作った角盆 折敷。

か満す 吻

(129頁)

十月十日 お供えの投げ餅を二十ずつ村中へ配つた。年賦金のうち、十七両二分を上納。延期の書面を六ヶ村の役人が捺印して、御蔵へ上納した。

十月十一日 座頭、小麦村中で、不測の分三合ずつを名主が足した。宮川、新川が出来た風聞があるので、安国寺村の役元へ廣八と又次郎が相談に行き、五味藤左衛門様へご内聞に両村で参り、夜にかかるまで待つたがお帰りにならず、十二日の早朝に又次郎が行き、鹿三百文分を両村から進上した。御宮から棟上の祝儀のお札に酒一樽をくださいた。

たし、多し 足し
風分 風聞。うわさに聞くこと。

役元 役場または役人の自宅

(130頁)

十月十二日 宮田渡の借金、搗米江押米割、御蔵の年賦金の利息分をくださいた分、二十日まで十七両二分二朱六匁、六ヶ村上納割を田沢村へ六ヶ村が集まり夜半過ぎまで割をした。夜明け方に廣八と又次郎が帰宅した。

(131頁)

十月十三日 新川ができたので内々にて半助様へ安国寺村の名主と年寄と又次郎の三人で行つた。五味藤左衛門様へご内間を頼みに菊次郎と又次郎が十一日の朝に行つたところ、士一ヶ村で願書を出すよう仰せられた。御官からお酒一樽を村へくだり、祭りで披いた。いろいろ相談があり、新川の話は前林の掃除を明日相談し、収納米・搗き米・押米の相談、村地請返しの相談をした。村中で金子の工面をすることを相談した。

こみかき ごみかき 塵、ごみ 落ち葉の掃除。

才覚 工面すること

十月十四日 経木代二匁一分二厘を如法院様へ上納。

（132頁） 経木 きょうぎ、杉、檜などを薄く削った木片に経文を記したもの。

十月十六日 殿様がご帰城になられたので、通り人足の経費一匁八分五厘六毛、草高割を御蔵へ上納した。経木、薪、高部村上納のことは、今回の高越返しについて、改め買上

納値段金一分につき八駄である。寛政七年十一月に改め、その後文化八年十月に改め、その後文政八年二改めた分を用いて上納した。

迷い 入費 経費。

（133頁） 斗り 計ばかり。

十月十七日 宮田渡様初収納。

十月二十日 年賦金、一ヶ年のうち利付金十七両二分二朱六匁、六ヶ村割を上納しに御蔵へ行つた。このうち高部村の分は五両三朱と二分五厘を上納。一分返却、二朱預り。

（134頁）

十月二十二日 御官奉行守矢主殿様奥様の御不幸のため、役人から気多茶半斤を上納。新川堀替えのうわさで専らなため、安国寺村役人、惣代が願いに参上したので、役人たちと長次郎が半助様へ伺つて頼んだ。

十月二十三日 高山草売り代二分二朱を廣八が請けとつておいた。

（135頁）

十月二十四日 新川について、村中で相談したところ、安国寺村の集まりでは入用金も多くかかりそうで出しがたいので、地頭所へ願い、何があつても見分のうえ難渋願いをすべきだと決定した。

（136頁）

十一月三日 村の収納をした。御代官様の矢嶋義兵衛様、小林喜代松様、御米見堀内吉之

丞様がお出でになり、朝食にしいたけ・長いも・かんぴょう・人参・ごぼう・玉子・鰯を、昼に酒・鹿の薄酢浸し・ごぼうのきんぴら、昼食にはくるみ飯・鰯節をのせた豆腐・酒・井・ししの薄切り、夕飯にしいたけ・人参・かんぴょう・長いも・鰯を出した。

（140頁） さは 鮪

すひて 醋浸し

しし 野性の鹿、猪等。

（137頁）

十一月四日 六日に殿様が御社参るので、宮田渡村から今橋まで役人三人が出張した。

十一月五日 収納のお札に鰯がなかつたので疊いわし一把ずつを御三所へ上納した。天保五年分の未進帳を差し上げた。

庭帳 年貢を納入する現場で、その出納を記載登録した帳簿。

いわし 鰯

十一月六日 殿様が御社参あそばされ、今橋へ役人が詰めた。もつとも、宮田渡村からお知らせがあつた。

十一月九日 甲州送り米について、百俵の割合は俵数の通りで、今月十五日までに鳥帽子新田の浅右衛門殿へ間違なく附け送ること。

鳥帽子新田浅右衛門殿 斎木氏（現姓佐伯氏）はもと甲斐の武川衆の一族で、宮脇村（規武川村）に住む武田氏の家臣であった。浅右衛門の父縫右衛門は天正十年（一五八二）主家の滅亡によつて浪人となり、葛窪村の加々見家に寄寓したが、のちに小六新田の開発に加わりそこで没した。初代斎木浅右衛門は元禄二年（一六八九）、鳥帽子新田に移住して東村開発に着手した。五代浅右衛門は天保の飢饉に分家の楨右衛門と共に近隣の救済に当たり、今は平岡区にその謝恩碑を残す。また藩の財政にも大いに寄与するところがあつた。この功績によつて浅右衛門は、「御目見え三

人扶持」の土分格に取り立てられた。その際、奉行所の許しを受けて、かつて祖先が知行していた甲斐の宮脇村にあつた居館の姿を自分の屋敷地に復元した。

十一月十日 町御蔵へ新切、切次年賦水引、烟直しなど一切ないとの書面を差し上げた。宮田渡御役所へも差し上げた。穀留入用割願いについて、六ヶ村役人が増屋喜七殿へ集まり相談をしたところ、郡中割願いは出来がたいけれども、十二月四日にまた入用調べを差し上げる時に六ヶ村一同に願い上げたいと夜五つ時分まで相談して、夕飯と酒をいただき、六ヶ村割合をして帰つた。

新切 ある程度の広さの原野を切り開いて田畠にすること。新開。

切次 従来の田畠の隣接した原野を開墾して田畠にすること

烟直 畑を田に直すこと

永引起返 災害等で荒れて永引になつた耕地を再開発すること

十一月十一日 秋葉山代参の初尾三百文を義兵衛殿へ遣わした。鳥帽子に米を送つた。神

之原村の名主孫左衛門殿が来て、駄賃一百五十文、その上歩米一升五合で決定した。六駄を送つた。

十一月十一日 三駄を送つた。

十一月十三日 二駄を送った。

十一月十五日 三駄を送った。合計二十八俵を神之原の孫左衛門殿へ渡し、浅右衛門殿へ遣わした。神之原から高部まで、荷駄一升五合で約束した。

十一月十八日 大豆八俵、大豆七升五合、米二升二合五勺を御藏に移した。

(141頁)

十一月二十日 宮田渡様に人足跡書調べを差し上げた。

十一月二十一日 秋葉代参帰り、御塔へお札に酒五升を遣わした。

(142頁)

十一月二十一日 宮田渡様の寒気見舞いに餅一重を上納。御家老様に鰯、畳いわし、泰助様に干物一連を差し上げた。郡方様に鰯一連ずつ、御代官様へ鰯を差し上げた。穀留小屋の修繕に藁一捆ずつと菰一枚を集めた。

わら 藂

(143・144頁)

十一月二十二日 郡中廻りとして、岩波市郎右衛門様が添え役と二人で来られ、神宮寺村で昼食を取った。組頭猶吉、亀松が行つた。中河原で朝食、上金子村で夕食を済ませた。

十一月二十六日 宮田渡人足跡書御扶持帳を引き合わせて差し上げた。もつとも落ちなどがあつたので、佐兵衛様が改め、お調べを受けて帳面を仕直して提出した。

十一月二十五日 人足の亀松を北久保村に金子を受け取るための使いに出し、泊つてお尋ねで銀屋敷へ金子二両二分を渡して、二十七日夕に帰つて、亀松が来て吉之丞様へ金子を渡したが、一類を尋ねるよう命じられて、役を粗略していたことが分かつた。

二十八日に役人三人でお詫びをしたが、書類を一類まで出すように命じられて、二十九日に一類定吉、役人廣八が横内村に行つて内々にお詫びを申し上げた。

一類 親族 一族 一門 一統

(145頁)

十一月二十八日 御嶽山御師様が村中で小廻り安内に廻りお泊りになつた。歩にて荷物を次村へ送つた。初穂二十二文を上納。伊勢御師が暦を持つてきた。

こゆみ こよみ 暦

十一月二十九日 片倉村から山手納のこととて甚五右衛門殿が来た。十一月五日に参上する

よう約束して通り道で材木を引くことがないよう、無心を申された。亀松のことで、横内へお詫びに廣八と定吉が行つた。

十一月一日 神宮寺へ御宮勘定が出来たので見分のため、役人三人で行つた。五十両余り、十四ヶ村で取り替えしてくれるよう申され、また相談のうえ村方から申すこととして帰宅した。山手納は中河原村の年寄が参上するよう申し遣わしがあつた。

(146頁)

十一月二日 三ヶ月調帳を作成しに惣代房右衛門と猶吉が行つた。

十一月三日 穀留人足調の書き上げ帳を仕立てて御調役所へ差し上げた。

十二月四日 歩割役所へ三ヶ月調帳と穀留人足調帳を上納した。もつとも、六ヶ村で集まり郡中割を役所へお願いしたく相談をした。寒気見舞いに行き、郡方様、御代官様へ鰯を一連ずつ差し上げた。追鳥人別帳を御藏へ差し上げた。菅沼至弥様へ寒気見舞いに鹿を少し上納した。

(147頁)

十一月五日 山論年賦金割をしに惣代房右衛門と猶吉が行つた。

(148頁)

十一月六日 御堂垣外村、片倉村へ山手を上納に廣八、神宮寺村数石衛門が行つた。

(151頁)

十一月九日 役所へ山手を納めた。三ヶ月調帳をお下げくださる。牛山彦左衛門様のご婚礼祝儀に鰯一連を差し上げた。山論年賦金割を惣代房右衛門と猶吉で行つた。

十一月七日 山手割をした。十一ヶ村で集まつた際に百三十一文ずつ必要になつた。

十一月八日 歩割初め、人足帳と引き合わせ、村中で行つた。山論年賦割は終いになつた。

惣代房右衛門と猶吉が行つた。

十一月十日 山手割帳を役所へ差し上げてお調べを受けた。山論年賦割帳のお調べを受けた。

十一月十一日 歩割のため太吉、房右衛門、猶吉が行つた。御藏へ銀弥分の利足二分を上納。吉藏と武八分は延期を願いに長次郎が行つた。歩割のため房右衛門と猶吉が行つた。

十一月十二日 昨日同様、房右衛門、猶吉が行つた。

十一月十三日 先日と同様、役人三人が行つた。

(152頁)

十一月十四日 宝殿材木の宮山からの木出しが、十一月八日に十一人、十日までに三十三人を当てた。

十一月十五日 未進金が十五日までと仰せつけられて、二十日までの延期をお願いに又次郎と廣八が行つた。歩割はお休みした。

十一月十六日 歩割をした。

十一月十七日 町御藏へ名寄帳を持参すること、廻状にあつた時刻にて、廣八が御貸方御藏へ行つた。もつとも神宮寺村御手代何右衛門殿の地所が高部村にあるかのお尋ねにつき、ないと申し上げて帰つた。

小さ者 小鯖

部王り 歩割

(157頁)

十二月十八日 山論年賦金を上納。

西御役所で改金通用紙に印鑑をお渡しになられたので受け取りに参上し、村中へ披露をした。もつとも、御印は福縁寿の印であった。

錢屋幸左衛門が歩割の看である鮒百文を持参した。御炊御師が来たので暦を檀家中へ渡した。御座鋪様が分米八俵を横内孫左衛門殿へ送った。そのうち一俵を三十一匁五分八匁で買い、取り置いた。

しひ 鮒

御かしき御師 伊勢神社の御師

（158頁）

十二月十九日 歩割をした。

部米 歩米

十二月二十日 鳥追入用を御藏へ上納しに、長次郎が行つた。宮田渡未進金のうち三両を上納した。

十二月二十一日 宮田渡様の年賦金を叶えるよう六ヶ村役人へ命じられ、もつとも、年季かかりの分の上納についても命じられた。歩割をした。

（159頁）

十二月二十二日 宮田渡様の年賦金のことば、高部村へ六ヶ村が集まつて出し金を調べ、引き請けは三百七十六両一分と六匁となつた。右へ搗き米借金と村借金をして、八両一分と三百一文を払つた。

（160頁） 十二月二十三日 歩割をした。今橋義兵衛殿から柿一重と酒一升の代金をもらつた。

十二月二十四日 歩割をした。村方で房右衛門、武八、太吉と役人で歩割帳を完成させ村方へ披露した。

部割帳 歩割帳

十二月二十五日 宮田渡様の年賦金について、お引受けした三百七十六匁一分六匁は、六ヶ村割合の分を残らず御貸方御藏へ上納した。もつとも、泰助様へお答えを申し上げ、書付をいただいて完了した。廣八が行つた。歩割、均割帳のお調べを受けて完了した。

又次郎が行つた。未進の申訳に長次郎が行つた。

袋助 誠訪上社両奉行の矢島泰輔のことか

（161頁）

十二月二十七日 未進の催促に宮田渡から催促人が來たので夕飯と酒を進上した。町宿で買ったものを勘定払いした。御藏へ廣八が行き、御扶持方の八月末までの勘定が出来ず、春中になることを米見吉蔵様へ頼んでおいた。

十二月二十八日 歳暮に鰯一連ずつを郡方様、御代官様、御三ヶ所様へ差し上げた。若殿

様が御叙爵により因幡守様と名を改められたので、廣人が祝儀に役所へ行つた。大池役

人に出会い、穀留入用割、郡中割を命じられたので承り、有賀村・今井村に、正月中に集まつて願い出ることを話しておいた。

因幡守 諒訪忠誠

（162頁）

十二月二十九日 未進を厳しく取り立てられた。

十二月三十一日 未進の上納を済ませた。もつとも、助之丞、嘉平次分が残り、書面を出して一月末までの先延ばしを願つた。神宮寺村物懸りは、半分村方が出して、（残りは）廣八が出しておいた。

（163頁）

一月一日 二年始勤め。宮田渡御屋鋪様に柿一把を差し上げた。御家老様へ十串、泰助様へ千物、宮奉行原五左衛門様・嘉蔵様・友作様へ千物一連を上納した。天気が良くのどかであった。足袋一束を吉助殿に歳暮として遣わした。

長閑 ちようかん のどか。

一月二日 御城御家老様へ年札に役人三人が行つた。小廻りに鰯を持たせて、亀松殿が廻りのため、町宿増喜で酒とお吸い物をふるまつた。

一月四日 年始に亀弥様、長左衛門様、林平様、佐四郎様、藤五郎、松治郎で帳を作成した。

亀弥様 下金子亀弥。郡方又御下役。
長左衛門様 田辺長右衛門。郡方又御下役。
林平様 真志野林平。御常番。

一月五日 昨日と同じく帳を調べた。

一月六日 昨日同様。

- 〔参考文献〕
- 〔寛政四年〕 万代家職覚帳 (茅野市ちの上原 九頭井太夫矢島家文書)
- 〔文政五年壬午年〕 御発駕甲州通御参府御道中日記 (今井家文書)
- 〔天保五年〕 諏訪市史料叢書 (諏訪市博物館)
- 〔天保丙申年〕 諏訪市中洲神宮寺 藤森知美家文書
- 〔天保十二年大祝日記〕 (諏訪市中洲神宮寺 諏訪上社大祝諏方家文書)
- 三之丸千野家文書 (諏訪市博物館寄託)
- 諏訪史料叢書刊行会 一九二六 『諏訪史料叢書 卷四』
- 諏訪史料叢書刊行会 一九三五 『諏訪史料叢書 卷二十二 藩譜私集』
- 諏訪史料叢書刊行会 一九三五 『諏訪史料叢書 卷二十三 藩譜私集(中)』
- 諏訪史料叢書刊行会 一九三五 『諏訪史料叢書 卷二十四 藩譜私集(下)』
- 諏訪教育会 一九三七 『諏訪史料叢書 卷廿七 諏訪家譜』
- 諏訪教育会 一九三八 『諏訪史料叢書 第二十八 諏訪上下宮社家系図』
- 信濃教育会諏訪部会 一九四二 『諏訪史料叢書 卷三十二 分限帳』
- 信濃教育会諏訪部会 一九四二 『諏訪史料叢書 卷三十三 分限帳 家中役人系』
- 伊藤富雄 一九七八 『伊藤富雄著作集 第一巻 諏訪神社の研究』 永井出版企画
- 一九七九 『諏訪の名刹 第一巻 真言宗智山派・高野山真言宗』 南信日日新聞社
- 一九八〇 『諏訪の名刹 第二巻 曹洞宗』 南信日日新聞社
- 「語り継ぎ神宮寺の民俗」 刊行委員会 一九八五 『語り継ぎ神宮寺の民俗 上巻』 神宮寺公民館神宮寺民俗調査会
- 諏訪教育会 一九八六 『諏訪の近現代史』
- 水野耕嗣 「靈松寺の山門建築と大工藤森広八」 一九八七 『岐阜工業高等専門学校紀要 第22号』
- 茅野市 一九八七 『茅野市史 中巻 中世・近世』
- 諏訪市史編纂委員会 一九八八 『諏訪市史 中巻』 諏訪市
- 岩波泰明 一九八八 『古文書の世界』 あーる企画
- 「角川日本地名大辞典」 編纂委員会 一九九〇 『角川日本地名辞典 20 長野県』 角川書店
- 吉澤政己 「立川和四郎富棟の建築活動と大工集団について」 一九九四 『日本建築学会計画系論文集 第466号』
- 朝尾直弘・宇野俊一・田中磨編 一九九六 『新版 角川日本史辞典』 角川書店
- 高部歴史編纂委員会 一九九六 『高部の文化財』 茅野市宮川高部区
- 古川貞雄ほか 一九九七 『長野県の歴史』 山川出版社
- 二〇〇〇 『日本歴史地名大系 22 静岡県の地名』 平凡社
- 北原伝 二〇〇五 『酒造家 大中屋とその末裔』 『高遠』 三十五号 高遠郷土研究会

- 諏訪市教育委員会 一〇〇五 『諏訪市文化財ガイドブック』 上諏訪編
- 高部歴史編纂委員会 一〇〇六 『続高部の文化財』 茅野市宮川高部区
- 吉川弘文館編集部 一〇〇六 『日本史必携』 吉川弘文館
- 諏訪市教育委員会 一〇一〇 『諏訪市文化財ガイドマップ』 四賀・中洲編
- 中村羊一郎 二〇一四 『番茶の民俗学的研究』 神奈川大学
- 浅川清栄 一〇一五 『高島藩邸と諏訪氏一族』 中央企画
- 櫻井芳昭 「下街道内津宿」 一〇一七 『郷土誌かすがい 第55号』
- 湖南村誌編纂委員会 一〇一七 『湖南村誌』
- 『明治維新の諏訪を担つた人々』 諏訪市教育委員会
- 国史大辞典編纂委員会編 一九七九一九九七 『国史大辞典』 吉川弘文館
- 日本国語大辞典第一版編集委員会・小学館国語辞典編集部 『日本国語大辞典』 一〇〇〇
- 一〇〇一 小学館

本史料は、八ヶ岳総合博物館古文書研究会員が解説し、柳川英司（生涯学習部文化財課課長補佐）と田中生浦と原寿樹が監修し、南澤侑李（八ヶ岳総合博物館主任）がまとめました。
 古文書研究会で、本史料を解説し、発表した人たちは、上記のとおりです。
 藤森知美家文書は、藤森知美氏より八ヶ岳総合博物館へ寄託された資料です。藤森知美家文書については、茅野市ホームページ内の八ヶ岳総合博物館－茅野市八ヶ岳総合博物館アーカイブ－収蔵資料の「宮川高部 藤森家史料目録」をご覧ください。18079.pdf
 (chino.lg.jp)

活動日		担当頁	担当者	担当頁	担当者
令和2年	11月29日	1~5	原 寿樹		
	12月27日	6~10	田中 巍	11~15	田中 生浦
令和3年	1月24日	16~20	伊藤 淳子	21~25	山田 昇
	2月28日	26~30	宮坂 嘉幸	31~35	岩波 吉春
	3月28日	36~40	茅野 信一	41~45	小平 正八
	6月27日	46~50	原 寿樹	51~55	田中 巍
	7月25日	56~60	田中 生浦	61~65	竹中 知一
	10月24日	66~70	山田 昇	71~75	宮坂 嘉幸
	11月28日	76~80	岩波 吉春	81~85	茅野 信一
	12月26日	86~90	小平 正八	91~95	原 寿樹
令和4年	1月16日	96~100	田中 生浦	101~105	竹中 知一
	9月4日	106~110	山田 昇	111~115	宮坂 嘉幸
	10月10日	116~120	岩波 吉春	121~125	五味 夏希
	11月20日	126~130	茅野 信一	131~135	小平 正八
	12月18日	136~140	原 寿樹	141~145	田中 生浦
	1月15日	146~150	竹中 知一	151~155	山田 昇
	2月12日	156~160	五味 夏希	161~163	岩波 吉春

紀要 第 33 号 《古文書史料集編》

天保六年正月「諸日記帳」

(茅野市宮川高部 藤森知美家文書)

発行日 令和 7 年 (2025 年) 6 月 30 日

編集・発行 八ヶ岳総合博物館

〒391-0213

長野県茅野市豊平 6983